

# 令和6年度 第2回大阪府教育行政評価審議会

日 時 令和6年8月8日（木）13：00～

会 場 大阪府庁 別館6階 委員会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 審 議

大阪府教育振興基本計画の進捗を管理するための点検及び評価  
大阪府教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる  
点検及び評価

### 3 閉 会

## 配付資料

次第

委員名簿兼出席者名簿

配席図

- |         |  |
|---------|--|
| 資料1-1   | 点検及び評価調書（案）<br>基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化（左記のうち、重点取組①②③④⑤） |
| 資料1-2   | 委員ご意見<基本方針1 重点取組①②③④⑤>                               |
| 資料2-1   | 点検及び評価調書（案）<br>基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成（左記のうち、重点取組⑧⑨）     |
| 資料2-2   | 委員ご意見<基本方針2 重点取組⑧⑨>                                  |
| 資料3-1   | 点検及び評価調書（案）<br>基本方針3 将来をみすえた自主性・自立性の育成（重点取組⑫⑬）       |
| 資料3-2   | 委員ご意見<基本方針3（重点取組⑫⑬）>                                 |
| 資料4-1   | 点検及び評価調書（案）<br>基本方針4 多様な主体との協働（重点取組⑭⑮⑯）              |
| 資料4-2   | 委員ご意見<基本方針4（重点取組⑭⑮⑯）>                                |
| 資料5     | 点検及び評価調書（案）<br>「到達目標」の達成状況についての評価                    |
| 資料6（別冊） | 令和5年度教育行政に係る点検及び評価 報告書（案）                            |
| 参考資料1   | 大阪府附属機関条例（関係箇所抜粋）                                    |
| 参考資料2   | 大阪府教育行政評価審議会規則                                       |

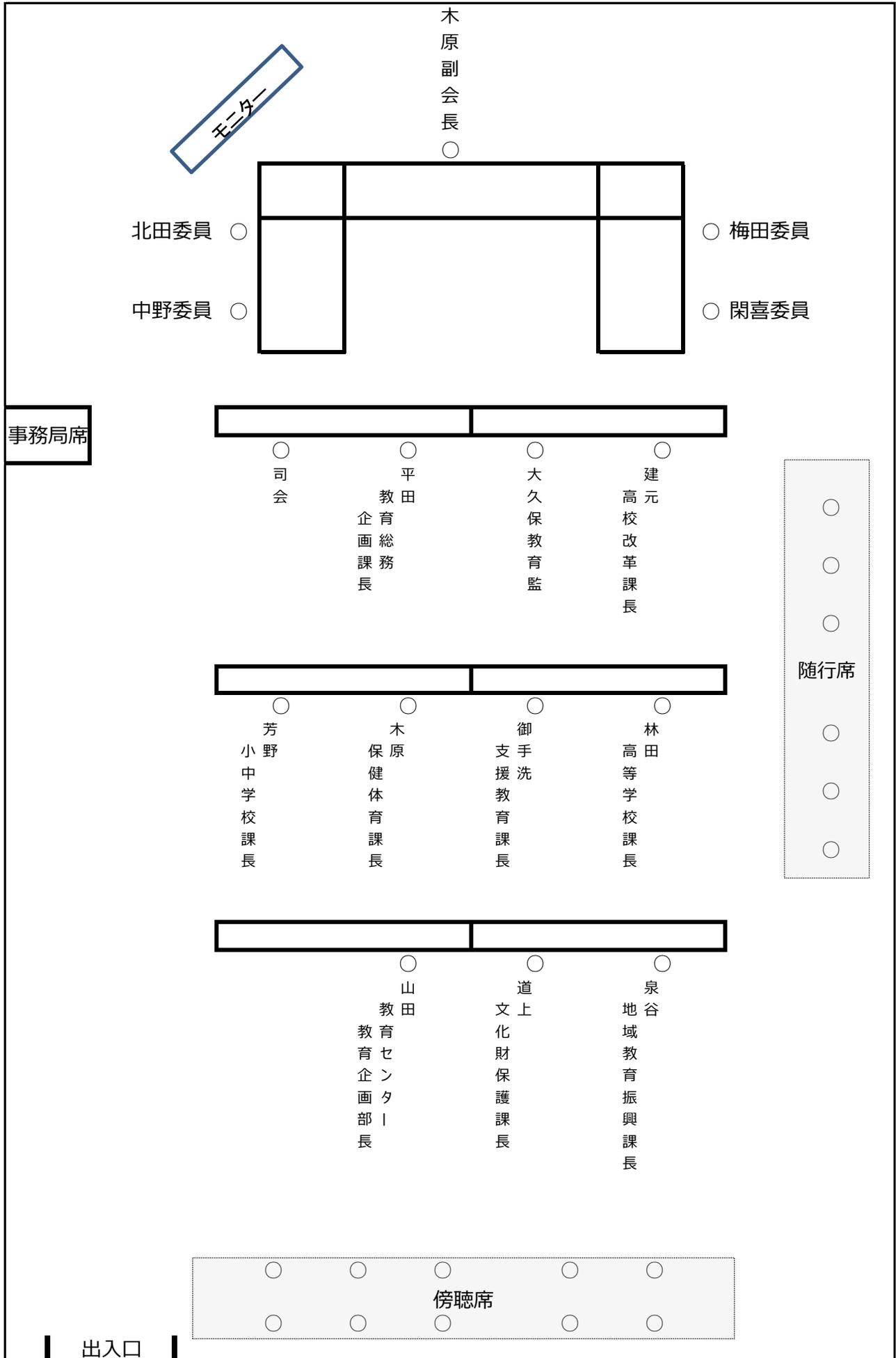
令和6年度大阪府教育行政評価審議会 委員名簿兼出席者名簿

(50音順)

ふりがな	うめだ みつとし	第2回
氏名	梅田 充紀	出席
所属・職名	大阪信用金庫 常勤理事 業務部長	
専門領域・活動領域	民間企業	
選任理由	民間企業としての知見を活かし、教育に関する意見を聴取することが適当な者として選任	
ふりがな	かんき みふみ	第2回
氏名	関喜 美史	出席
所属・職名	梅花女子大学 心理こども学部 心理学科 教授	
専門領域・活動領域	特別支援教育	
選任理由	支援教育に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	きただ みき	第2回
氏名	北田 未来	出席
所属・職名	大阪府 PTA 協議会 理事	
専門領域・活動領域	PTA 活動	
選任理由	保護者代表として、大阪府 PTA 協議会からの推薦により選任	
ふりがな	きはら としゆき	第2回
氏名	木原 俊行	出席
所属・職名	四天王寺大学 教育学部 教授	
専門領域・活動領域	学校運営、教員養成	
選任理由	学校運営、教員養成に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	ながい かんじ	第2回
氏名	長井 勸治	欠席
所属・職名	武庫川女子大学健康・スポーツ科学部 特任教授	
専門領域・活動領域	高等学校教育、体育、教員養成	
選任理由	高等学校教育、体育、教員養成に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	なかの きよし	第2回
氏名	中野 澄	出席
所属・職名	大阪成蹊短期大学 グローバルコミュニケーション学科 教授	
専門領域・活動領域	義務教育、生徒指導、チーム学校	
選任理由	義務教育、生徒指導、チーム学校に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	

令和6年度 第2回大阪府教育行政評価審議会  
配席図

令和6年8月8日(木)  
於：大阪府庁別館6階 委員会議室



## 第 2 次大阪府教育振興基本計画の点検及び評価

### 「成果指標」及び「具体的事業等」の達成状況についての評価

#### 基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化

##### 方向性 (1)

社会に変革をもたらす先端技術やグローバル化が進展するなど社会が大きく変化する中、これまで以上に、すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、さらに自ら考え将来を生き抜く力を育成します。そのため、国が示す「令和の日本型学校教育」等を踏まえ、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向けた探究的な学習を行う機会や、横断的かつ総合的に学習する機会を積極的に取り入れるとともに、あらゆる学びの場面において、子どもたち一人ひとりに応じた指導と、子どもたちが互いに学び合う学習の一体的な実現に取り組むことにより、子どもたちの学びを深化させます。

##### 重点取組① | 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化

重点取組達成のための手法 ▶主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

###### 具体的事業等

小・中学校における、自ら考え、他者と協働しながら学ぶ授業の促進 (1-1)

小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施 (1-2)

府立高校における「わかる授業」「魅力のある授業」の推進 (1-3)

##### 重点取組② | 社会や地域とつながる探究的な学習の実践

重点取組達成のための手法 ▶多様な情報の活用や地域等との協働による学びの充実

###### 具体的事業等

小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実 (1-4)

府立高校における「総合的な探究の時間」の充実 (1-5)

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 (1-6)

##### 重点取組③ | グローバル社会を見据えた英語教育・ICT活用の推進

重点取組達成のための手法 ▶実践的な英語を身につける機会の拡充

###### 具体的事業等

コミュニケーション能力育成を重視した英語教育の充実 (1-7)

重点取組達成のための手法 ▶1人1台端末を活用した学びの深化

###### 具体的事業等

小・中学校における1人1台端末を日常的、効果的に活用した学習の促進 (1-8)

府立学校における1人1台端末を活用した授業の推進 (1-9)

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
1	全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率 <sup>1</sup> (%)	小6 国語	全国の値 <sup>2</sup> 以上の達成・維持	64.0 [65.6]	66 [67.7]	×
		小6 算数		62.6 [63.2]	63 [63.4]	△
		中3 国語		67.2 [69.0]	57 [58.1]	△
		中3 数学		50.7 [51.4]	51 [52.5]	×
2	全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率 (%)	小6 国語	全国の値 <sup>2</sup> 以下の達成・維持	5.9 [5.7]	4.3 [4.2]	△
		小6 算数		3.6 [3.5]	3.4 [3.4]	○
		中3 国語		5.3 [4.3]	4.2 [3.9]	△
		中3 数学		12.1 [10.8]	12.6 [11.3]	△
3	授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合 (%)	府立高校	前年度よりも増加	—	84.4	—
4	学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合 (%)	府立支援	前年度よりも増加	84.6 <sup>※前年度</sup>	84.8	○
					R4 : 83.9	
5	「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率） (%)	小6	前年度より減少	31.9 [26.3]	29.7 [24.5]	○
		中3		47.4 [39.0]	45.3 [36.8]	○
6	CEFR <sup>3</sup> A1レベル（英検3級相当）以上の英語力を有する公立中学校3年生の割合 (%)	中3	52.0	47.4 <sup>※前年度</sup>	51.2	△
					R4 : 49.1	
7	CEFR A2レベル（英検準2級相当）以上の英語力を有する府立高校3年生の割合 (%)	高3	52.0	51.0 <sup>※前年度</sup>	56.2	◎
					R4 : 51.4	

1. 全国学力・学習状況調査結果について、文部科学省は都道府県の平均正答率を整数値で公表しているため、令和6年度以降、大阪府の公表資料も整数値で示す。
2. 全国学力・学習状況調査における全国の値とは、実施した全国の子どもたちの結果数値のこと。
3. CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment) : 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のこと。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、平成13(2001)年に欧州評議会が発表。

## [自己評価]

### 1 全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率

### 2 全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率

- ・ 全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率は、全国水準であるが、全国平均にわずかに届かず、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。無解答率については、小学校算数では全国平均と同値となり、成果指標に掲げる目標を達成したが、小学校国語、中学校国語数学においては、改善はみられるものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

具体的事業等に掲げる子どもたちが自ら課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動の手法等について、校内研修等を実施する小・中学校の割合<sup>1-1</sup>は、年度目標を達成した。その理由は、府が、すすくウォッチやチャレンジテストを実施し、その成果や課題について市町村教育委員会を通じて学校に共有したことで、各学校も、自校の取組みの検証改善を進め課題に応じた研修の充実につながったことが考えられる。

また、具体的事業等に掲げる「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答した子どもたちの割合<sup>1-2</sup>は、小学校では差は縮まっているものの全国平均にわずかに届かず、年度目標を達成しなかったが、中学校では全国平均よりも高い値となり、年度目標を達成した。小学生すすくウォッチと中学生チャレンジテストを実施し、子どもたち一人ひとりにその結果を個人票として提供することにより、子どもたちが自身の学力の伸びを知り、新たな学習への目標につなげることができるようになっている。引き続き、子どもたちの学習改善や学校の授業改善につながるよう本事業の趣旨を市町村教育委員会に丁寧に説明し、実施していく。

具体的事業等に掲げる「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト<sup>4</sup>」に参加する小・中学校の割合<sup>1-4</sup>について、府域 149 校の小・中学校が参加したものの、年度目標を達成しなかった。その理由は、教育プログラムで提案している授業計画を 10 時間で設定しており、学校によっては他の取組みとの関係から時間の確保が難しく取り組みにくい面があること、また、取組みによる効果について府全体への普及が道半ばであることが考えられる。取組みに参加した学校に対するアンケート結果では、自己肯定感、将来の夢や目標に関わる項目で肯定的な回答割合が小・中学校ともに向上しており、取組みの有効性を示している。年度目標を達成するため、より多くの学校の参加に向けて、引き続き取組みの有効性を周知するとともに、短縮版の教材を用意するなど工夫を凝らし、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向け取り組もうとする力を育てていく。

具体的事業等に掲げる授業に ICT を活用して指導することができると回答した小・中学校の教員の割合<sup>1-8</sup>は、前年度よりも増加したものの、年度目標を達成しなかった。年度目標の達成に向け、1 人 1 台端末を活用した授業実践の発信や教員研修の充実を図る。

今後は、成果指標につながる各具体的事業等を着実に推進することで、成果指標に掲げる目標の達成をめざす。

4 府教育庁が主催、企画する、府内小・中学校を対象に実施する取組み。子どもたちはこの取組みを通じ、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深めるとともに、企業や NPO などとの協働により、実社会における課題の解決に向けて探究的な学習を行う。

### 3 授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合

- ・ 授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合は、実業系高校、グローバルリーダーズハイスクール、国際関係学科、エンパワメントスクール、普通科など各学科における教育内容等の充実に向け、定量的な目標を設定している具体的事業等に掲げる項目の半数が達成するなど、取り組みを着実に進めたこともあり、8割を超えた。

府立高校における「わかる授業」「魅力のある授業」の推進としては、具体的事業等に掲げる「指導と評価の一体化」の視点を盛り込んだ年間授業計画を策定し、授業の継続的な改善を実施する府立高校の割合<sup>1-3</sup>について、各校が指導と評価の年間計画を基に授業を実施するとともに、授業改善に向け、授業アンケート等を活用して学年や教科で改善方策を検討することなどにより、前年度に引き続き100%を維持し、年度目標を達成した。引き続き、継続的な授業改善を推進する。一方で、「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合<sup>1-9</sup>は前年度と比べて増加したが、年度目標を達成しなかった。集団活動等における協働的な学びを進めるためにも、実践事例の共有等を通じてICT活用のさらなる充実を図り、年度目標の達成をめざす。

また、具体的事業等に掲げる総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合<sup>1-5</sup>は、年度目標を達成しなかった。このため令和6年度は、各校の総合的な探究の時間の担当者に対し、探究活動の好事例等を発信する協議会を開催するなど、各校におけるまとめ・表現活動が充実するよう取り組みを進める。

### 4 学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合

- ・ 府立支援学校の学校生活に対し、肯定的評価をした子どもたち及び保護者等の割合は、成果指標に掲げる目標を達成した。

府立支援学校では、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する観点に立ち、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行っている結果が肯定的評価の高さにつながっていると考えられる。

一方、具体的事業等に掲げる「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合<sup>1-9</sup>は、前年度よりも増加したものの、年度目標を達成しなかった。年度目標の達成に向け、集団活動等における協働的な学びを進めるためにも、実践事例の共有等を通じてICT活用のさらなる充実を図る。

### 5 「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）

- ・ 感性を磨き、創造力や表現力を豊かにすることにつながる読書について、「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）は、成果指標に掲げる目標を達成した（不読率が目標値を下回った）。

この要因として、具体的事業等に掲げる、子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるようにする<sup>1-6</sup> ための取組みとして、読書への興味・関心を高めるための読書イベントや、子どもと大人と一緒に読書に親しむきっかけをつくるためのイベントを実施したほか、読書活動の支援人材の養成に継続的に取り組んだ結果と考えられる。

## 6 CEFR A1レベル（英検3級相当）以上の英語力を有する公立中学校3年生の割合

- ・ CEFR A1 レベル（英検3級相当）以上の英語力を有する公立中学校3年生の割合については、計画策定時より3.8ポイント上昇したが、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

この割合は、実際に英検等の外部試験を受験した結果を基に判定された生徒と、各校の教員によって英検3級相当の英語力があると認められた生徒の割合の合計であるが、令和4年度に府が作成した「大阪版 CAN-DO リスト」を基に、一定の基準が共有されたことにより、教員がよりの確に英語力の把握ができるようになった。

具体的事業等に掲げる子どもたちの習熟度を把握し、指導改善を行う小・中学校の割合<sup>1-7</sup>が年度目標を達成したことについては、「大阪版 CAN-DO リスト」等を教員が活用し、子どもたちの英語力や学習状況を一定の基準をもとに把握できるようになったことが、要因として挙げられる。また、「大阪版 CAN-DO リスト」は、子ども自身が、自らの英語力やつきたい力をイメージしながら学習できるようになっており、教員の指導改善につながるとともに、子どもたちの個に応じた学びの支援にも役立っている。

令和5年度には、学習状況に応じた実践的な英語教育の推進にむけ、大阪府英語教育 Web フォーラムを実施し、当日及び後日オンデマンド配信にのべ333人が参加した。フォーラムでは、府が「大阪版 CAN-DO リスト」を基に開発した学習ツールである「STEPS in OSAKA」や、府が事業者と調査研究を行い、パッケージ開発を進めた「BASE in OSAKA」を活用した学びについて、具体的な実践を発信した。

一方、中学校における CEFR B2 レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合<sup>1-7</sup>は計画策定時より1.8ポイント上昇したものの、年度目標を達成しなかった。年度目標の達成に向け、英語教員対象の研修会等を実施し、教員の英語力向上に努めていく。

今後は、成果指標に掲げる目標を達成できるよう、大阪府英語教育 Web フォーラムなどによる府の取組みの発信に加え、子どもたちが1人1台端末を活用して、個別最適な英語の学びを進められるよう、「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」の活用に関する取組みの成果や課題等について普及・発信をし、府全体の英語の授業改善を推進することで、子どもたちの英語力をより向上させる。

## 7 CEFR A2 レベル（英検準2級相当）以上の英語力を有する府立高校3年生の割合

- ・ CEFR A2 レベル（英検準2級相当）以上の英語力を有する府立高校3年生の割合は、成果指標に掲げる目標を達成した。

府立高校においては、具体的事業等に掲げる「話すこと」を目標に位置付けている科目でのスピーキングテストの実施回数<sup>1-7</sup>と子どもたちの習熟度を把握し、指導改善を行う府立高校の割合<sup>1-7</sup>について、全日制の課程に週5日、定時制の課程に週1日ネイティブ講師を配置したことや、生徒の英語4技能をバランスよく育成する指導法等に関する教員研修を実施したことなどにより、年度目標を達成した。生徒が英語でコミュニケーションをとったり、授業で学んだ英語を活用したりする機会が増えたことや、授業改善が進んだことが、年度目標の達成につながった。また、具体的事業等に掲げる府立高校におけるCEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合<sup>1-7</sup>も、英語力の向上を目的とした研修を実施したことにより、年度目標を達成した。研修に参加する教員が、CEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得したことが、年度目標の達成につながった。

今後も、ネイティブ講師の配置や教員研修を実施していく。

## 「具体的事業等」の達成状況

重点取組① | 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化

### 1-1 小・中学校における、自ら考え、他者と協働しながら学ぶ授業の促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
子どもたちが自ら課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動の手法等について、校内研修等を実施する小・中学校の割合（%）	小学校	100	100 <sup>※前年度</sup>	100 <sup>※前年度</sup>	◎
	中学校	100	100 <sup>※前年度</sup>	100 <sup>※前年度</sup>	◎

### 1-2 小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる」と回答した子どもたちの割合（%）	小学校	全国の値以上の達成・維持	75.0 [78.2]	80.0 [80.8]	△
	中学校		72.7 [74.7]	79.2 [77.9]	○

### 1-3 府立高校における「わかる授業」「魅力のある授業」の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「指導と評価の一体化」の視点を盛り込んだ年間授業計画を策定し、授業の継続的な改善を実施する府立高校の割合（%）	府立高校	100	100	100	◎

重点取組② | 社会や地域とつながる探究的な学習の実践

1-4 小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合 (%)	小・中学校	25.8 (100)	7.3	17.0	△

1-5 府立高校における「総合的な探究の時間」の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合 (%)	府立高校	100	—	95.2	△

1-6 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるように取り組む。	小・中学校 高校・支援 学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちに対して、ビブリオバトル大会等の読書イベントを実施した。 (ビブリオバトル大会 51校参加)</li> <li>(オーサービジット事業 32校実施)</li> <li>・乳幼児の保護者等に対して、「えほんのひろば」イベントを実施した。 (2回 402人参加)</li> <li>・各種研修・講座を実施した。 (2回 118人参加)</li> </ul>	—

重点取組③ | グローバル社会を見据えた英語教育・ICT 活用の推進

1-7 コミュニケーション能力育成を重視した英語教育の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
子どもたちの習熟度を把握し、指導改善を行う小・中学校、府立高校の割合 (%)	小学校	98.6 (100)	98.3	98.8	◎
	中学校	100	100	100	◎
	府立高校	100	100	100	◎
府立高校において、「話すこと」を目標に位置付けている科目でのスピーキングテストの実施回数 (回)	府立高校	2.3 (平均3.0以上)	2.1	3.1	◎
中学校におけるCEFR B2レベル (英検準1級相当) 以上を取得している英語教員の割合 (%)	中学校	39.8 (50.0以上)	37.2	39.0	△
府立高校におけるCEFR B2レベル (英検準1級相当) 以上を取得している英語教員の割合 (%)	府立高校	73.6 (80.0以上)	72.0	74.3	◎

1-8 小・中学校における1人1台端末を日常的、効果的に活用した学習の促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
授業にICTを活用して指導することができる」と回答した小・中学校の教員の割合 (%)	小学校	82.2 (100)	77.8 <sup>※前年度</sup>	78.8 <sup>※前年度</sup>	△
	中学校	77 (100)	71.2 <sup>※前年度</sup>	73.5 <sup>※前年度</sup>	△

1-9 府立学校における1人1台端末を活用した授業の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合 (%)	府立高校	77.9 (100)	72.4 <sup>※前年度</sup>	73.3 <sup>※前年度</sup>	△
	府立支援	83.8 (100)	79.8 <sup>※前年度</sup>	81.1 <sup>※前年度</sup>	△

## 方向性（２）

個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供します。そのため『『ともに学び、ともに育つ<sup>5</sup>』教育』のさらなる深化はもとより、関係機関・専門人材との連携による支援を強化します。また、特異な才能と学習上・生活上の困難をあわせ有する子どもたち<sup>6</sup>への支援については、国の議論の方向性も踏まえつつ検討を行います。

<b>重点取組④   障がいのある子どもたちの教育の充実</b>	
重点取組達成のための手法 ▶ 個々の障がいの状況・教育ニーズに応じた学びの充実	
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における支援学級や通級による指導の充実（1-10）	
小・中学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築（1-11）	
府立高校における通級による指導の充実（1-12）	
医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進（1-13）	
重点取組達成のための手法 ▶ 支援教育の専門性向上	
<b>具体的事業等</b>	
府立支援学校のセンター的機能の強化（1-14）	
自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及（1-15）	
小・中学校における校内支援体制の充実（1-16）	

<b>重点取組⑤   配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実</b>	
重点取組達成のための手法 ▶ 不登校の子どもたちの社会的自立に向けた学習指導・支援	
<b>具体的事業等</b>	
不登校の子どもたちの学習保障等の充実（1-17）	
重点取組達成のための手法 ▶ 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実	
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実（1-18）	
府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実（1-19）	

5. 障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域社会で豊かに生きることができる多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる教育のこと。

6 「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」（令和4（2022）年9月26日）による。対象となる子どもたちについては、今後の国の議論の方向性を踏まえつつ、検討を行う。

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
8	校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合(%)	小・中学校	30.0	16.1	21.1	△
9	新規不登校者数の千人率(人)(政令市除く)	小学校	9.0 (5.0)	9.6 <sup>※前年度</sup>	9.9 <sup>※前年度</sup>	×
		中学校	24.0 (12.0)	24.8 <sup>※前年度</sup>	26.1 <sup>※前年度</sup>	×
		高校	24.0 (12.0)	25.4 <sup>※前年度</sup>	31.1 <sup>※前年度</sup>	×
10	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校の子どもの割合(%)	府立学校	前年度よりも減少	6.5 <sup>※前年度</sup>	7.1	×
					R4 : 5.8	
11	日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程 <sup>7</sup> による日本語指導を受けた子どもたちの割合(%)	小・中学校	97.0 (100)	96.3	98.7	◎
12	日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合(%)	府立高校	90.0	85.0	92.5	○

7. 子どもたちが日本語で学校生活を営み学習に取り組めるよう、日本語や各教科の指導等を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外で子どもたちの状況に応じて編成する教育課程のこと。

## [自己評価]

### 8 校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合

- 「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合は、成果指標に掲げる目標を達成しなかったものの、校内支援体制状況確認票は、府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心としたセンター的機能の活動に際し、支援教育に関する困り感等から相談や情報提供を希望する小・中学校が校内体制の状況について自己評価したものであり、肯定的に評価をした小・中学校は、前年度よりも増加している。

具体的事業等に掲げる通級による指導<sup>8</sup>を自校で受けることができる小・中学校の割合<sub>1-10</sub>については、年度目標を達成した。府内の通級指導担当教員を増員し、各市町村の計画に応じた教員数を配当するとともに、府が市町村支援教育担当指導主事会や市町村教育委員会へのヒアリングなどの機会を通じ、通級の実施体制、巡回体制に関する好事例や先進事例を発信し、体制整備を促進したことで、一人ひとりの障がいの状況等に応じた多様な学びの場の充実が図られたことが、年度目標の達成につながった。

また、具体的事業等に掲げる個別の教育支援計画<sup>9</sup>を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合<sub>1-11</sub>や校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合<sub>1-11</sub>についても、年度目標を達成した。府内市町村における学校訪問や、市町村教育委員会へのヒアリングにより効果的な活用事例や先進的事例を収集し、「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」や支援教育担当指導主事会等の機会等を通じて、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画<sup>10</sup>」の作成や活用を促進したことで、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や一貫した支援体制の充実が図られたことが、年度目標の達成につながった。

さらに、具体的事業等に掲げる医療的ケア<sup>11</sup>の必要な子どもたちが就学した市町村数<sub>1-13</sub>は38と増加し、年度目標を達成した。子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりが図られたことが、年度目標の達成につながった。

小・中学校では、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業等を通して学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒が転入学する際の施設整備等や、外部人材活用、医療的ケア児等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対し、その経費の一部を府が補助した。

一方、具体的事業等に掲げる校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合<sub>1-16</sub>は、計画策定時よりも1.1ポイント減少し、年度目標を達成しなかった。これは、校内支援委員会の一部を個

8. 通常の学級に在籍している障がいのある子どもたちが、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導の形態。

9. 障がいのある子どもたちのニーズを把握し、中・長期的な観点で乳幼児から学校卒業後までを通して、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

10. 個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動等における指導計画。

11. 人工呼吸器による呼吸管理・喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為のこと。

別の状況に応じたケース会議等に置きかえたためであり、校内支援委員会とケース会議を合わせた開催回数は昨年度より増加している。引き続き、年度目標の達成に向け、市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、校内支援委員会の必要性の説明や、好事例の情報提供を行う。

今後も、具体的事業等に掲げる継続的な取り組みと合わせ、府立支援学校と市町村リーディングチームなどとの連携に一層取り組むことにより、小・中学校での支援教育の浸透を図っていく。

## 9 新規不登校者数の千人率（人）（政令市除く）

### 10 「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校の子どもの割合

- 小・中学校における新規不登校者数の千人率は、低学年の不登校児童生徒数の増加もあり、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

具体的事業等に掲げる小・中学校の不登校の子どものうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けている子どもたちの割合<sup>1-17</sup>については、年度目標を達成しなかった。また、具体的事業等に掲げるケース会議を定期的実施する小・中学校の割合<sup>1-17</sup>についても、ケース会議を実施する学校の割合は100%であるものの、必要に応じて実施する割合が高かったことにより、年度目標を達成しなかった。

一方、令和5年度より、府内の一部小・中学校の校内教育支援センターに支援人材を配置し、本センターを支援の核として子どもの居場所としたり、学びの保障の場としたりすることで、不登校となる前に適切な支援が可能となる体制構築が府内ですすむよう取り組んでいる。

加えて、一旦不登校となると新たな学年になっても継続する傾向があることから、小学校段階から子どもや保護者の思いやニーズを受け止められるよう、具体的事業等に掲げる相談支援を通じ、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sup>1-17</sup>ことを目的に、小学校へのスクールカウンセラー配置を、令和6年度より年12回に拡充し、兆しの段階から子どもの状況分析や支援方針をスクールカウンセラーとともに明らかにできるようすすめている。

今後は、これらの取り組みに併せ、ケース会議が定期開催され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し、より実効性の高いケース検討の場となるよう、各機会等を通じて働きかけるとともに、成果指標につながる具体的事業等を着実に推進し、府内全体に不登校を生み出しにくい学校づくりの展開につなげていく。

- 府立高校でも、新規不登校者数の千人率は、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。この要因として、高校1年生の不登校生徒数が前年度から急増しており、コロナ禍前の令和元年度と比較しても多くなっていることが挙げられる。

また、「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない生徒の割合も、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。「友人に一番よく相談する」と回答した生徒の割合が減少傾向にあることから、友人関係の希薄化が原因であると考えられる。

具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sup>1-17</sup>ことを目的に、令和5年度は公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置するとともに、職業学科を設置する高等支援学校5校と府立中学校2校を含む110校にスクールソーシャルワーカーを配置した。さらに、府立学校向けスクールソーシャルワーカー定期相談会の開催や、スクールソーシャルワーカー未配置校へのスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回等を実施することにより、すべての府立学校が専門家に相談できる体制を構築してきた。

しかしながら、具体的事業等に掲げる府立高校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けている子どもたちの割合<sup>1-17</sup>は年度目標を達成しなかった。これは、不登校者数の増加に対し、相談支援体制が追いついていないことが考えられる。

今後は、令和5年度にとりまとめた大阪府不登校支援パッケージを踏まえ、不登校生徒が多数在籍する府立高校に週1回程度スクールカウンセラーを配置し、支援体制を充実させていく。

## 11 日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合

- 日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合は98.7%まで向上し、成果指標に掲げる目標を達成した。

日本語指導が必要な児童生徒の在籍校では、当該児童生徒の個々の日本語能力に合わせた適切な日本語指導が進められている。また、具体的事業等に掲げる日本語指導を行うことができる人材を継続的に確保することで、十分な日本語指導等を受けられることができる体制を構築する<sup>1-18</sup>ことについては、少数散在の影響により在籍校で十分な日本語指導の機会が不足しがちな児童生徒を対象に、オンラインを活用して日本語指導を実施することで、参加児童生徒の日本語指導の時間が週当たり2時間増加した。

引き続き、日本語指導の質の向上に向けて、オンライン日本語指導で培ったノウハウの普及に努めていく。

## 12 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合

- 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合も、成果指標に掲げる目標を達成した。

具体的事業等に掲げる日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を実施する学校の割合<sup>1-19</sup>は年度目標を達成した。これは日本語指導が必要な生徒支援のため、非常勤講師の配置や、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、母語で学習支援等の補助を行う教育サポーターや多言語学習支援員を配置したことが要因であると考えられる。日本語指導が必要な生徒の数は増加傾向にあることから、引き続き学校からの要望に応じた支援を行うとともに、より効果的な支援について検討を進めていく。

## 「具体的事業等」の達成状況

重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

### 1-10 小・中学校における支援学級<sup>12</sup>や通級による指導の充実

項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
小・中学校において、支援学級の子どもたち一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現する。	小・中学校	・府が、地域の小・中学校訪問（政令市を除く41市町村48校を訪問）を実施し、一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施について、市町村教育委員会や当該校へ指導・助言を行った。			—
項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
通級による指導を自校で受けることができる小・中学校の割合（%）	小学校	65.1 (100)	56.4	95.6	◎
	中学校	61.5 (100)	51.9	97.4	◎

### 1-11 小・中学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
個別の教育支援計画を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合（%）	小学校	77.8 (90.0以上)	74.7	86.7	◎
	中学校	74.7 (90.0以上)	70.9	84.8	◎
校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合（%）	小学校	100	—	100	◎
	中学校	100	—	100	◎

### 1-12 府立高校における通級による指導の充実

進捗等
・発達障がいや、その特性のある生徒を対象とした通級による指導を、府立高校11校において実施。また、教育庁内に外部有識者等からなる「大阪府立高等学校通級指導運営委員会」を設置し、学識経験者からの指導助言や、発達障がいの基礎知識等に関する研修会を実施。

12. 障がいのある子どもたちの状況やニーズに応じた教育を受けることができるよう、府では、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級を小中義務教育学校に設置している。府ではこれらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

**1-13 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進**

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
医療的ケアが必要な子どもたちが就学した市町村の数	市町村	36よりも増加させる	36	38	○
項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。	府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校35校に看護師を配置。</li> <li>・とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校29校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年に2回実施。</li> </ul>			—

**1-14 府立支援学校のセンター的機能<sup>13</sup>の強化**

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
地域の小・中学校、高校等からの要請に応じ、引き続き、府立支援学校と市町村リーディングチームなどが連携した助言等を実施する。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフ<sup>14</sup>を中心に、地域の小・中学校、高校等1,110の学校園に対し、教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内体制づくりへの助言を実施した。</li> </ul>	—

13. 学校教育法第74条及び学習指導要領に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校（以下「小・中学校、高校等」）の支援教育における取組みを支援すること。

14. 府内の支援教育推進の担い手として府が府立支援学校に配置する「支援教育コーディネーター」の呼称。地域支援リーディングスタッフは、市町村教育委員会等と連携をとり、地域の小・中学校、高校等からの要請に応じて、訪問相談、来校相談等により障がいのある子どもたちの教育に関して必要な助言又は援助を行う。

### 1-15 自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
自立支援推進校・共生推進校での教育成果を普及し、引き続き府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。	府立高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は、自立支援推進校11校、共生推進校10校を設置。</li> <li>自立支援推進校から4校を支援教育サポート校<sup>15</sup>と位置づけ、支援教育サポート校による府内高等学校への訪問・来校相談（31校65件）や、支援教育コーディネーター<sup>16</sup>連絡会（12回）を実施。また、教育庁内に専門家チームを設置し、必要に応じて府立高校に専門家を派遣（11校20件）し、教育支援体制等について教育・医療等の専門的見地から指導助言等を実施。</li> </ul>	—

### 1-16 小・中学校における校内支援体制の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合（%）	小・中学校	80.5 (90.0以上)	78.1	77.0	×

15. 知的障がい生徒自立支援コースを設置する自立支援推進校等のうち、高校における支援教育力の充実を図るため、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を実施する学校（4校）の呼称。

16. 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者や関係機関に対する学校の窓口として、校内外における支援教育に関するコーディネートを担う。

1-17 不登校の子どもたちの学習保障等の充実

項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。	小・中学校	・府域すべての中学校区(285校区)に府より配置するスクールカウンセラー、府の補助事業を活用する31市町村にて配置・派遣するスクールソーシャルワーカー等専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援につなげた。			—
	府立高校	・すべての府立高等学校にスクールカウンセラーを配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、希望のあった府立学校全校に配置している。(令和5年度110校) ・また、未配置校についてははスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回(令和5年度61回)を実施し、すべての府立学校が相談したいときに相談できる支援体制を構築している。			—
項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
小・中学校、府立高校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けている子どもたちの割合(%)	小学校	毎年度増加させる	65.2 <sup>※前年度</sup>	62.4 <sup>※前年度</sup>	×
	中学校		54.1 <sup>※前年度</sup>	53.1 <sup>※前年度</sup>	×
	府立高校		36.7 <sup>※前年度</sup>	34.1 <sup>※前年度</sup>	×
ケース会議を定期的実施する小・中学校、府立高校の割合(%)	小・中学校	39.4(100)	24.3	26.1	△
	府立高校	100	100	100	◎

- ・ 府立高校においては、連絡協議会等の機会に、コーディネーター教員及びスクールカウンセラーに対して訪問時のケース会議の開催を依頼するとともに、校内体制についての好事例を共有することにより、年度目標を達成した。

引き続き、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として効果的に機能するよう、会議等で説明していく。

**1-18 小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実**

項目	学校種等	R5年度の実施状況等	R5達成状況
日本語指導を行うことができる人材を継続的に確保することで、十分な日本語指導等を受けることができる体制を構築する。	小・中学校	・小・中学校において日本語指導を受けている児童生徒に対し、府がオンラインを活用して直接指導を行うことで、参加した児童生徒の日本語指導受ける時数を週2時間ずつ増加させることができた。	—

**1-19 府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実**

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を実施する学校の割合(%)	府立高校	87.8 (100)	84.8	92.5	◎

## 委員ご意見 &lt;基本方針 1&gt;

<p><b>成果指標 1「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率」</b>  <b>成果指標 2「全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率」</b></p> <p>全国学力・学習状況調査における子どもたちの平均正答率は小・中学校ともにほぼ全国水準、無解答率についても改善しているとのことであるが、あらためて<u>今年度の全国学力・学習状況調査の結果に対する受けとめを伺いたい。</u></p>	中野委員
<p><b>重点取組④   障がいのある子どもたちの教育の充実</b></p> <p>特別の教育課程の編成による指導では、一人ひとりの子どもの障がい等の状況等の的確な把握に基づき、自立活動の内容を参考に具体的な目標・内容を定めて指導が行われるが、<u>指導の実施状況より、事務局が把握された今後の課題となる事項があれば伺いたい。</u></p>	閑喜委員
<p><b>重点取組④   障がいのある子どもたちの教育の充実</b></p> <p>具体的事業等1-13「医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進」について、<u>医療的ケアにかかる理解度チェックの対象とチェックの内容例を伺いたい。</u></p> <p>また、医療的ケアが必要な子どもを含むスクールバスなどの登下校において、乗車中に医療的ケアの実施が必要となる場合の対応等については、<u>子ども・保護者・教職員へどのように共通理解を図っておられるか、そのツールや内容等をお教えいただきたい。</u></p>	閑喜委員
<p><b>重点取組⑤   配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実</b></p> <p>具体的事業等における令和5年度の実施状況等を確認すると、専門家と連携したチーム支援が行われていることはよく理解できる。一方で、具体的事業等に示す「相談支援」や「専門機関等の相談・指導」は直接的に学力保障に繋がっているのかが疑問。</p> <p><u>学力保障だけにとらわれず、例えば、キャリア教育が示す「基礎的・汎用的能力」とされている人間関係形成・社会的形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の育成ということであれば、「相談支援」「専門機関等の相談・支援」は、確実に社会的自立への支援に当たると考えられるがいかがか。</u></p>	中野委員

方向性(4)

社会のグローバル化等を背景に、これまで以上に互いの人権や文化等を尊重することが求められます。そのため、多様な人材と連携しながら、互いを思いやり認め合う人間関係づくりをはじめ、子どもたちの豊かな心の育成に一層取り組みます。

また、専門家や福祉機関等とも連携し、いじめや不登校等の子どもたちが抱える問題の解決、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

重点取組⑧   豊かな心のはぐくみ	
重点取組達成のための手法	▶ 人権を尊重する意識・態度の育成
<b>具体的事業等</b>	
人権教育の推進 (2-1)	
障がい理解教育の推進 (2-2)	
重点取組達成のための手法	▶ 自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成
<b>具体的事業等</b>	
いじめが起こらない人間関係づくり (2-3)	
情報モラルの育成 (2-4)	
道徳教育の推進 (2-5)	
居住地校交流、学校間交流の充実 (2-6)	
多文化共生教育の推進 (2-7)	
「こころの再生」府民運動の推進 (2-8)	
子どもの発達段階に応じた読書活動の推進<再掲> (2-9)	
重点取組達成のための手法	▶ 郷土への誇り、伝統・文化を尊重する心のはぐくみ
<b>具体的事業等</b>	
埋蔵文化財を活用した学校教育等の推進 (2-10)	
世界遺産に関する普及啓発等の促進 (2-11)	
文化財の指定・登録等による保存の推進 (2-12)	

重点取組⑨   セーフティネットとなる居場所づくりの推進	
重点取組達成のための手法	▶ 専門人材との連携による支援体制の充実
<b>具体的事業等</b>	
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実 (2-13)	
子どもたちが抱える問題の把握と支援機関との連携 (2-14)	

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
13	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めると回答した子どもたちの割合（%）	小学校	全国の値以上を達成・維持	69.2 [73.5]	83.5 [84.2]	△
		中学校		69.2 [76.8]	83.7 [86.3]	△
14	小・中学校における子どもたちの暴力行為の発生件数の千人率（人）（政令市除く）	小学校	12.0	13.4 <sup>※前年度</sup> [7.7]	17.6 <sup>※前年度</sup> [9.9]	×
		中学校	15.0	18.0 <sup>※前年度</sup> [7.9]	23.2 <sup>※前年度</sup> [9.6]	×
15	いじめの解消率 <sup>17 18</sup> （%）（政令市除く）	小学校	100	78.9 <sup>※前年度</sup> [80.4 <sup>19</sup> ]	96.0 <sup>※前年度</sup> [77.2]	△
		中学校	100	77.7 <sup>※前年度</sup> [78.9 <sup>22</sup> ]	91.4 <sup>※前年度</sup> [75.9]	△
		府立高校	100	89.0 <sup>※前年度</sup> [80.7 <sup>22</sup> ]	94.5 <sup>※前年度</sup> [77.8]	△
		府立支援	100	72.3 <sup>※前年度</sup> [80.6 <sup>22</sup> ]	93.5 <sup>※前年度</sup> [75.9]	△
16	「学習を通して『人間関係の大切さを学んだ』と回答した府立学校の子どもたちの割合（%）」	府立学校	前年度より増加	87.4 <sup>※前年度</sup>	90.9 R4：89.7	○
17	「学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」と回答した府立学校の子どもたちの割合（%）」	府立学校	前年度より増加	63.8 <sup>※前年度</sup>	77.8 R4：71.4	○
18	「道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と回答した子どもたちの割合（%）」	小学校	全国の値以上の達成・維持	78.9 [80.0]	87.6 [88.2]	△
		中学校		84.5 [85.5]	90.3 [91.7]	×

17. 大阪府いじめ防止基本方針において、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとされている。①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

18. 解消率については、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の期間が毎年度4月から翌3月末までとなっており、いじめが生起してから3か月にわたって経過観察が必要であるため、1月以降に認知された事案は性質上、カウントされない。このため、府内の小・中学校及び府立学校では前年度内に認知したいじめについて、翌年度7月に独自調査を実施し、認知後3か月以降のいじめ解消に係る状況を確認している。

19. 国が毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の数値を記載。

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
5 [周]	「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）（%）	小6	前年度より減少	31.9 [26.3]	29.7 [24.5]	○
		中3		47.4 [39.0]	45.3 [36.8]	○
10 [周]	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	府立学校	前年度よりも減少	6.5 <sup>※前年度</sup>	7.1	×
					R4：5.8	

[自己評価]

**13 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合**

**18 「道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と回答した子どもたちの割合**

- 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合は、計画策定時より大きく増加したものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

今後は、各教科等の授業や学級活動等を通して、子どもたちが自ら課題を発見したり、課題解決に向けて合意形成や意思決定をしたりすることができるよう、教員研修を実施したり好事例を普及したりすることにより、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合を増加させる。

- 「道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と回答した子どもたちの割合は、計画策定時より増加したものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

具体的事業等に掲げる小・中学校における道徳の授業で自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組む子どもたちの割合<sub>2-5</sub>は、前年度より増加したものの、年度目標は達成しなかった。府内各校における「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を推進するため、実践研究校として府内11校を指定し、実践報告会の中で取組みの好事例を府域へ発信する機会をつくり、各校における取組みが推進されるよう促した。今後、各校における道徳教育がさらに充実するよう、実践研究校の取組みを効果的に発信・普及することで府全体の授業改善につなげる。

また、成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる人権教育のための教材集や資料を活用した指導が行われるよう、人権課題に係る研究授業<sup>20</sup>を実施している小・中学校の割合<sub>2-1</sub>は、ともに87.0%と前年度より向上し、中学校においては年度目標を達成したが、小学校においては年度

20. 学校教育において授業の質の向上を目的に行なわれ、教員間に公開される授業。

目標を達成しなかった。引き続き、研修会や人権教育担当指導主事連絡会等あらゆる機会を通して、人権課題に係る研究授業実施の有用性を伝えていく。

障がい理解教育の推進に向けた取組みとして、具体的事業等に掲げる障がい理解教育を実施する小・中学校の割合<sub>2-2</sub>は、100%となり、年度目標を達成した。大阪府障がい理解教育研修会を実施し、より充実した障がい理解教育の実施を促したことにより、年度目標を達成した。さらに研修受講者の肯定的評価の割合を向上させるため、より学校現場で活用できる内容にするなど、参加者の満足度を高める研修となるように努める。また、参加者が研修内容を自校で共有できるよう、資料や講義動画を活用した伝達研修ができるようにするなど、府実施の研修会のあり方について工夫することで、今後も各校において組織的な取組みの実施を促していく。

具体的事業等に掲げるさまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットやSNSなどの有用性・危険性を理解し、インターネット上でのいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する小・中学校の割合<sub>2-4</sub>は、年度目標を達成しなかった。これは、都度、注意喚起はしているものの授業等を通じての啓発活動には至っていないことが要因と考えられる。年度目標の達成に向け、小・中学校に対し、府が毎年度更新する指導の参考資料の提示や、警察・民間事業者等による予防教室に関する情報提供等を行うなど、各校での啓発活動を促していく。

#### 14 小・中学校における子どもたちの暴力行為の発生件数の千人率（人）（政令市除く）

#### 15 いじめの解消率（政令市除く）

- ・ 小・中学校における子どもたちの暴力行為の発生件数の千人率は、コロナ禍を経て教育活動が再開し、子ども同士の関わりが戻るなか、児童生徒間の些細なトラブルなどに伴う暴力行為発生件数が増加し、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。また、いじめの解消率は、前年度を上回ったものの、認知したいじめ行為への対応が継続する事案もあり成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

具体的事業等に掲げるより良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校で実施する<sub>2-3</sub>という目標や、子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校の割合<sub>2-3</sub>についても、前年度よりも増加したものの、年度目標を達成しなかった。今後は、より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校で実施する<sub>2-3</sub>という目標については、ほぼ目標校数まで実施につなげているため、年度目標の達成に向け、引き続き研修等の機会を通じて全市町村にその必要性を促すとともに、実効性の高い内容となるよう啓発をすすめていく。また、子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校の割合<sub>2-3</sub>については、高い水準で実施につなげており、引き続き実践事例等を研修等の機会を通じて紹介することで、子どもたち自身がいじめに向かわない態度を育むことができるよう、取り組んでいく。

小・中学校におけるいじめ対応については、相談支援を通じ、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sub>2-13</sub>ため、府がすべての中学校区にスクールカ

ウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施することに加え、府が配置するスクールカウンセラースーパーバイザーによる助言等を通じ、各小・中学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援を行えるようにした。さらに、具体的事業等に掲げるいじめの防止に関する研修について、引き続き悉皆で実施するとともに、多くの教員が研修を受講し、指導力、対応力を高められるようにした<sup>2-3</sup>。

一方、具体的事業等に掲げるケース会議を定期的実施する小・中学校の割合<sup>2-13</sup>については、ケース会議を実施する学校の割合は100%であるものの、必要に応じて実施する割合が高かったことにより、年度目標を達成しなかった。今後は、ケース会議が定期開催されるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し、より実効性の高いケース検討の場となるよう、各機会等を通じて働きかけていく。

子どもたちにとってより安心に過ごせる学校をめざすために、いじめの初期段階からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携して対応を行うなど、事案の深刻化を防ぐ取組みをすすめる必要がある。

- ・ 府立高校においても、いじめの解消率は、前年度よりも大幅に増加したものの、解消率100%という成果指標に掲げる目標は達成しなかった。大幅に解消率が増加した要因としては、いじめ防止に係るフォーラムを開催し、全校に取組みの成果を発信するなど、いじめの早期発見・早期解決に取り組んだことが挙げられる。

いじめが起こらない人間関係づくりとして、具体的事業等に掲げるより良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての府立高校で実施する<sup>2-3</sup>という年度目標は達成しなかった。今後は、府立高校において、生徒が互いに違いを認めあうことができるために、各校の人権教育推進計画に基づいた様々な人権課題を学習できるよう好事例を共有するなどの取組みを行い、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育を実施する府立高校を増加させる。年度目標の達成に向け、研修等を通じて教職員の指導力・対応力の向上を図っていくとともに、相談窓口の周知に取り組む等、学校の取組みを支援していく。

- ・ 府立支援学校においても、いじめの解消率は成果指標に掲げる目標を達成しなかった。府立支援学校では、いじめの認知件数が計画策定時より増加しており、今まで認知されにくかった事象であつてもいじめと捉え、早期に対応する傾向にある。また、いじめの解消に至っていない事象の多くは、経過観察中の期間を長期的に設けるなど安易に解消とみなさず、継続的な指導・支援を行っているところである。

具体的事業等に掲げる、より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての府立支援学校で実施する<sup>2-3</sup>という目標や、子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する府立支援学校の割合<sup>2-3</sup>については、研修等を通じて教職員の指導力・対応力

の向上を図るなどしたことで、様々な教育活動の場面で人間関係や仲間づくりを重視する意識が促され、年度目標を達成した。今後も、いじめの未然防止教育や人権教育、情報モラルの啓発活動をはじめ、個々の障がい特性に応じ、いじめ解消に向けた丁寧な指導・支援を行いながら、解消率の改善を図っていく。

## 16 「学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校の子どもたちの割合

## 17 「学習を通して『自分を大切にすること』気持ちが高まった」と回答した府立学校の子どもたちの割合

- ・ 「学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校の子どもたちの割合と「学習を通して『自分を大切にすること』気持ちが高まった」と回答した府立学校の子どもたちの割合については、成果指標に掲げる目標を達成した。

具体的事業等に掲げる「人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施している府立学校の割合」<sub>2-1</sub>、「障がい理解教育を実施する府立高校の割合」<sub>2-2</sub>、「道徳教育全体計画を活用し、PDCA サイクルを踏まえた道徳教育を実施する府立高校の割合」<sub>2-5</sub>がいずれも 100%で年度目標を達成した。また、「さまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットや SNS などの有用性・危険性を理解し、インターネット上でのいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する府立高校の割合」<sub>2-4</sub>も年度目標を達成した。

各校の取組みが具体的事業等に掲げる年度目標を達成したことが、「学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校の子どもたちの割合と「学習を通して『自分を大切にすること』気持ちが高まった」と回答した府立学校の子どもたちの割合という成果指標に掲げる目標の達成につながった。

人権教育の推進<sub>2-1</sub>については、年度目標達成につながる取組みとして、安全で安心な学校づくり推進事業において、共同研究校 18 校、共同研究員・研究協力員 190 人の体制により、府立学校において「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」に示された基本方向や今日的な人権教育に係る課題を踏まえ、年間で、研究交流会議 3 回、テーマ別研修会 1 回、校長・准校長説明会 1 回、教頭説明会 1 回、人権文化発表交流会 1 回などを開催し、成果等を全校で共有した。引き続き、研修や交流会を通じて成果を共有し、各校における取組みの充実に努める。

障がい理解教育の実施<sub>2-2</sub>については、府立学校における指示事項等に基づき、すべての府立高校で、家庭科や保健体育科、特別活動等の時間において実施することができ、年度目標を達成した。引き続き、各校における取組みが充実するよう障がい理解教育に関する教員研修を行っていく。

また、府立高校における道徳教育の推進<sub>2-5</sub>については、すべての学校において前年度の課題を踏まえた道徳教育全体計画を策定し、公民科や特別活動の時間を中心に教育活動全体を通して実施しており、年度目標を達成することができた。引き続き、すべての府立高校が参加する教育課程に関する協議会等において、道徳教育の担当者向けの研修動画について周知を図るなど、各校の道徳教育が充実するよう取組みを進める。

一方、具体的事業等に掲げる在日外国人をテーマとした人権教育を実施する府立高校の割合<sup>2-7</sup>については、前年度よりも増加したものの、年度目標を達成しなかった。年度目標の達成に向け、例えばゲストティーチャーによる多文化理解学習などの好事例の周知とともに府立高校に在籍する外国にルーツのある生徒の活躍の発信等を行うことで多文化共生について理解を深めることに取り組んでいく。

今後も教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりの人権が大切にされる学校づくりに取り組んでいく。

## 5 「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）

- 子どもたちの「豊かな心」や創造力や表現力等様々な力を育み、人生をより深く生きる力を身に付けることができる読書について、「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）は、成果指標に掲げる目標を達成した（不読率が目標値を下回った。）

具体的事業等に掲げる、子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるようにする<sup>2-9</sup>ための取組みとして、読書への興味・関心を高めるための読書イベントや、子どもと大人と一緒に読書に親しむきっかけをつくるためのイベントを実施したほか、読書活動の支援人材の養成に継続的に取り組んだことがその要因としてあげられる。

## 10 「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合

- 「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合は成果指標に掲げる目標を達成しなかった。「友人に一番よく相談する」と回答した生徒の割合が減少傾向にあることから、友人関係の希薄化が原因であると考えられる。

具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sup>2-14</sup>ことを目的に、令和5年度は公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置するとともに、職業学科を設置する高等支援学校5校と府立中学校2校を含む110校にスクールソーシャルワーカーを配置した。さらに、府立学校向けスクールソーシャルワーカー定期相談会の開催や、スクールソーシャルワーカー未配置校へのスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回等を実施することにより、すべての府立学校が専門家に相談できる体制を構築してきた。

また、具体的事業等に掲げる子どもを対象に実施しているSNS相談の相談応答件数<sup>2-14</sup>は、子どもが不安を抱きやすい年度初めや長期休業明けにSNS相談を含む各種相談窓口を学校に周知するとともに、SNSによる相談日を前年度の週1日から週5日に拡充したことにより、年度目標を達成した。今後も年間を通じてSNS相談を実施することで、子どもからの相談を恒常的に受信できるよう努める。

今後も具体的事業等に掲げる目標を着実に達成するとともに、専門人材を配置するなど、子どもたちが相談しやすい体制を構築することにより、成果指標に掲げる目標の達成をめざす。

## 「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑧ | 豊かな心のはぐくみ

### 2-1 人権教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
人権教育のための教材集や資料を活用した指導が行われるよう、人権課題に係る研究授業を実施している小・中学校の割合（％）	小学校	88.8 (100)	86.1 <sup>※前年度</sup>	87.0	△
	中学校	86.0 (100)	82.5 <sup>※前年度</sup>	87.0	◎
人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施している府立学校の割合（％）	府立学校	100	100	100	◎

### 2-2 障がい理解教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
障がい理解教育を実施する小・中学校、府立高校の割合（％）	小・中学校	100	100	100	◎
	府立高校	100	100	100	◎
研修受講者の肯定的評価の割合（％）	小・中・高	100	99.6	96.4	×

### 2-3 いじめが起こらない人間関係づくり

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校、府立学校で実施する。	小・中学校	99.0 (100)	98.7 <sup>※前年度</sup>	98.9 <sup>※前年度</sup>	△
	府立高校	77.2 (100)	71.5	76.3	△
	府立支援	94.8 (100)	93.5	100	◎
子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校、府立支援学校の割合 (%)	小・中学校	93.0 (100)	91.3 <sup>※前年度</sup>	91.9 <sup>※前年度</sup>	△
	府立支援	49.5 (100)	36.9 <sup>※前年度</sup>	50.0 <sup>※前年度</sup>	○
項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
いじめの防止に関する研修について、引き続き悉皆で実施するとともに、多くの教員が研修を受講し、指導力、対応力を高められるようにする。	小・中学校	・府域すべての中学校（285校）、小学校（594校）において教職員を対象としたいじめへの対応と未然防止にかかる研修を悉皆で実施した。			—
	府立学校	・府立学校生徒指導課題研修（悉皆研修）において実施 ・「生徒指導上の今日的課題について」 ・「いじめの問題について」（各校、各課程1名以上の参加）			—

### 2-4 情報モラルの育成

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
さまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットやSNSなどの有用性・危険性を理解し、インターネット上でいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する小・中学校、府立学校の割合 (%)	小・中学校	83.1 (100)	78.9 <sup>※前年度</sup>	78.1 <sup>※前年度</sup>	×
	府立高校	70.8 (100)	63.5 <sup>※前年度</sup>	71.3 <sup>※前年度</sup>	○
	府立支援	61.8 (100)	52.2 <sup>※前年度</sup>	47.8 <sup>※前年度</sup>	×

### 2-5 道徳教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
小・中学校における道徳の授業で自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組む子どもたちの割合 (%)	小学校	全国の値以上を達成・維持する	78.9 [80.0]	87.6 [88.2]	△
	中学校		84.5 [85.5]	90.3 [91.7]	×
道徳教育全体計画を活用し、PDCAサイクルを踏まえた道徳教育を実施する府立高校の割合 (%)	府立高校	100	100	100	◎

## 2-6 居住地校<sup>21</sup> 交流、学校間交流の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
希望する府立支援学校の子どもたちが教育課程に基づく居住地校交流を実施する割合 (%)	府立支援 (小学部)	89.5 (100)	86.9	96.8	◎
	府立支援 (中学部)	85.7 (100)	82.1	92.8	◎
府立支援学校のすべての学部において、学校間交流が実施される割合 (%)	府立支援 (小学部)	96.0 (100)	95.0	97.4	◎
	府立支援 (中学部)	93.6 (100)	92.0	94.9	◎
	府立支援 (高学部)	100	100	97.6	×

- ・ 居住地校交流を実施する割合については、府と市町村が連携し、小・中学校及び府立支援学校に対し、実施方法の助言や好事例の発信等を行うことで、交流が促され、年度目標の達成につながった。

学校間交流が実施される割合については、オンライン交流等の工夫を行うなどしたことで、交流の実施が促され、年度目標の達成につながった。支援学校高等部における学校間交流については、当初計画した取組みが日程調整の不調でできず、年度目標の達成には至らなかったが、引き続き、学校間交流の実施が充実されるよう、実施率の改善を図っていく。

今後も、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重しながら協働して生活していく態度を育成するため、交流の充実を図っていく。

## 2-7 多文化共生教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
子どもたちが在日外国人の人権や多文化共生についての知識を持ち、互いに違いを認めあい、共に学ぶ姿勢や態度を身につけることができるよう、在日外国人の人権や多文化共生に関わる取組みを実施する小・中学校の割合 (%)	小・中学校	79.6 (100)	74.5	100	◎
在日外国人をテーマとした人権教育を実施する府立高校の割合 (%)	府立高校	87.6 (100)	84.5	85.2	△

- ・ 近年、外国人児童生徒および日本語指導が必要な児童生徒が急増していることから、研修会や日本語指導担当指導主事会等を通し、在日外国人の人権についての理解を深めることや多文化共生に関わる取組みを実施することの重要性を伝えてきた。その結果、在日外国人の人権や多文化共生に関わる取組みを実施する小・中学校の割合に係る年度目標を達成した。

今後も、各校において、児童生徒の発達段階をふまえ系統立てた取組みが実施されるよう指導・助言を行っていく。

21. 支援学校に在籍する子どもたちが居住する地域の小・中学校。

## 2-8 「こころの再生」府民運動の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
PTAや地域とともにあいさつ運動や交流活動等の取組みを実施する小・中学校、府立学校の割合（％）	小・中学校 府立学校	79.8 (90.0以上)	77.3	80.4	◎

- ・ 学校での取組みを促進するため、啓発物品の配布や優れた取組みの表彰に加え、各学校での具体的な取組事例を紹介するなど情報発信に努めた結果、年度目標を達成した。  
今後も引き続き、各学校での取組みを支援していく。

## 2-9 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進〈再掲〉

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるように取組む。	小・中学校 高校・支援 学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちに対して、ビブリオバトル大会等の読書イベントを実施した。 (ビブリオバトル大会 51校参加) (オーサービジット事業 32校実施)</li> <li>・ 乳幼児の保護者等に対して、「えほんのひろば」イベントを実施した。 (2回 402人参加)</li> <li>・ 各種研修・講座を実施した。 (2回 118人参加)</li> </ul>	—

## 2-10 埋蔵文化財を活用した学校教育等の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
郷土や歴史への子どもたちの興味・関心を引き出すための取組み（件）	—	7 (年間11以上)	6	8	◎
埋蔵文化財の普及啓発・情報発信を実施（件）	—	42	42	42	○

- ・ 府内市町村や小・中学校、高等学校の協力のもと、府立博物館等とも連携しながら、各種資料の貸出や展示のほか埋蔵文化財を用いた出前授業や出張講座、職場体験等、埋蔵文化財と触れ合い親しみを持ってもらえる機会づくりや、SNS 等を通じた情報発信に努めた結果、年度目標を達成した。

今後も、こうした機会の確保に向け、関係機関へ働きかけるとともに、埋蔵文化財を活用した取り組みの積極的な広報活動に努めていく。

## 2-11 世界遺産に関する普及啓発等の促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
世界遺産の普及啓発・情報発信 (件)	—	10	10	15	◎

- ・ コロナ禍後の世界的な観光意欲の回復を受け、改めて国内外で世界遺産への関心が高まりを見せる中、海外への情報発信の取組みとして NewYorkTimes に PR 記事を掲載したところ想定を大きく上回る表示回数を得たほか、日本政府観光局をはじめとする観光関係団体や自治体・大学と連携した広報活動に努めた結果、年度目標を達成した。

今後、「大阪・関西万博」の開催が世界遺産を国内外に発信する絶好の機会となることから、会期中の情報発信はもとより、万博終了後もリピーターを獲得できるよう、国や関係市等と連携して普及啓発等に努める。

## 2-12 文化財の指定・登録等による保存の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
大阪府内の文化財の指定件数 (件)	—	2,109 (2,130以上)	2,104	2,149	◎

- ・ 国及び府内市町村と綿密な調整を図りながら、文化財の調査等を進めた結果、年度目標を達成した。今後も、重要な文化財の円滑な指定・登録等に向け、関係機関と連携を図りながら調査を進めていく。

2-13 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実

項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。	小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>府域すべての中学校区(285校区)に府より配置するスクールカウンセラー、府の補助事業を活用する31市町村にて配置・派遣するスクールソーシャルワーカー等専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援につなげた。</li> </ul>			—
	府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての府立高等学校にスクールカウンセラーを配置している。</li> <li>スクールソーシャルワーカーについては、希望のあった府立学校全校に配置している。(令和5年度110校)</li> <li>また、未配置校についてははスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回(令和5年度61回)を実施し、すべての府立学校が相談したいときに相談できる支援体制を構築している。</li> </ul>			—
項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
連携の基礎となる情報共有を徹底するため、ケース会議を定期的を実施する小・中学校、府立高校の割合(%)	小・中学校	39.4 (100)	24.3	26.1	△
	府立高校	100	100	100	◎

- 府立高校においては、連絡協議会等の機会に、コーディネーター教員及びスクールカウンセラーに対して訪問時のケース会議の開催を依頼するとともに、校内体制についての好事例を共有することにより、年度目標を達成した。

引き続き、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として効果的に機能するよう、会議等で説明していく。

2-14 子どもたちが抱える問題の把握と支援機関との連携

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
子どもを対象に実施しているSNS相談の相談応答件数（件）	—	1,443 (2,100以上)	1,279	2,774	◎
項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。〈再掲〉	小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域すべての中学校区(285校区)に府より配置するスクールカウンセラー、府の補助事業を活用する31市町村にて配置・派遣するスクールソーシャルワーカー等専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援につなげた。</li> </ul>			—
	府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての府立高等学校にスクールカウンセラーを配置している。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーについては、希望のあった府立学校全校に配置している。(令和5年度110校)</li> <li>・また、未配置校についてははスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回(令和5年度61回)を実施し、すべての府立学校が相談したいときに相談できる支援体制を構築している。</li> </ul>			—

## 委員ご意見 &lt;基本方針 2&gt;

<p><b>成果指標15「いじめの解消率」</b></p> <p>自己評価において、支援学校ではいじめの認知件数が計画策定時より増加しており、また解消に至っていない事象の多くは安易に解消とみなさず継続的な指導・支援を行うとのことだが、<u>認知件数が増加している要因と、安易に解消とみなさず継続的に指導に取り組むことの意義をどのように捉えているのか伺いたい。</u></p>	<p>閑喜委員</p>
<p><b>重点取組⑨   セーフティネットとなる居場所づくりの推進</b></p> <p>具体的事業等2-13に掲げる「ケース会議を定期的実施する小・中学校、府立高校の割合」について、令和5年度実績は順調のように思われる。</p> <p>一方で、<u>府立高校と小・中学校で達成状況に大きな違いがあることについて、教育委員会としての見解を伺う。</u>また、これに関連し、<u>①「定期的実施」の定義として、例えば月1回等の実施等の具体的な基準があるのか、②ここでいうケース会議は専門家を交えたものに限定しているのか、伺う。</u></p>	<p>中野委員</p>

方向性(6)

将来にわたる持続可能な社会の担い手として、子どもたちが自身の個性や特性を把握し、自らが学んだことを社会の中で活かすことができるよう取組みを進めます。そのため、人格形成の基礎を培う幼児教育については、その質を向上させ、幼児教育と学校教育の円滑な接続を図ります。また、夢や志を持って挑戦し続ける力を身につけることをめざし、様々な主体と協働することにより、実社会とつながるキャリア教育<sup>22</sup>を幼児教育から高校での教育まで一貫して推進し、粘り強くあきらめない自主性・自立性を育成します。

重点取組⑫   人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	
重点取組達成のための手法 ▶ 幼児期における学びの質の向上	
<b>具体的事業等</b>	
幼児教育と小学校教育の円滑な接続 (3-1)	
幼児教育の資質向上を担う人材の育成 (3-2)	

重点取組⑬   夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成	
重点取組達成のための手法 ▶ 実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育の推進	
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実<再掲> (3-3)	
小・中学校における将来の進路実現を見据えた校種間連携の促進 (3-4)	
府立高校における「総合的な探究の時間」の充実<再掲> (3-5)	
府立高校における希望進路の実現に向けた体験学習の充実 (3-6)	
府立支援学校における進路指導の充実 (3-7)	
重点取組達成のための手法 ▶ 社会制度等への意識を高める姿勢の育成	
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における主体的な社会参画に関する指導の促進 (3-8)	
府立高校における社会制度・構造等に関する教育の推進 (3-9)	
重点取組達成のための手法 ▶ 学校部活動の活性化の推進	
<b>具体的事業等</b>	
府立高校等における部活動での外部人材の活用 (3-10)	
府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入 (3-11)	

22 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23(2011)年1月31日)では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育」と定義している。

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
13 [副]	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合（%）	小学校	全国の値以上を達成・維持	69.2 [73.5]	83.5 [84.2]	△
		中学校		69.2 [76.8]	83.7 [86.3]	△
24	「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小学校	前年度より増加	62.7	66.7	○
		中学校		—	75.3	—
25	府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率（%）	府立高校	100	95.3 [97.9]	96.2 [98.0]	△
26	府立高校全日制課程の子どもたちの中退率（%）	府立高校	全国の値以下を達成・維持	0.9 <sup>※前年度</sup> [0.6]	1.4 <sup>※前年度</sup> [1.1]	△
27	支援学校高等部の卒業者のうち、就職希望者の就職率（%）	府立支援	100	94.8	96.5	△
28	社会参画に係る実践研究校成果発表会のアンケートで「今後の教育活動に活かすことができる」と回答した参加者の割合（%）	小・中学校	90.0以上を達成・維持	—	95.5	○
29	部活動に対し、肯定的評価をした子どもたちの割合（%）	府立高校	90.0以上を達成・維持	—	83	△

[自己評価]

13 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合

24 「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合

- ・ 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合は、計画策定時より大きく増加したものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

今後は、各教科等の授業や学級活動等を通して、子どもたちが自ら課題を発見したり、課題解決に向けて合意形成や意思決定をしたりすることができるよう、教員研修を実施したり好事例を普及したりすることにより、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合を増加させる。

- ・ 「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小学校の子どもたちの割合は、前年度と比較し向上し、成果指標に掲げる目標を達成した。中学校の子どもたちの割合は、75.3%だった。

これは、キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会等あらゆる機会を活用し、実社会とのつながりを重視したキャリア教育を推進するよう継続的に指導・助言を行ってきたことが成果につながったものと考えられる。各校におけるキャリア教育の取組みが充実できるよう、引き続き指導・助言を行っていく。

成果指標に掲げる「難しいことがあってもあきらめない」子どもたちの育成につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合<sup>3-3</sup>は、府域 149 校の小・中学校が参加したものの、年度目標は達成しなかった。理由は、教育プログラムで提案している授業計画が 10 時間で設定しており、学校によっては他の取組みとの関係から時間の確保が難しく取り組みにくい面があること、また、取組みによる効果について府全体への普及が道半ばであることが考えられる。取組みに参加した学校に対するアンケート結果では、自己肯定感、将来の夢や目標に関わる項目で肯定的評価が小・中学校ともに向上しており、取組みの有効性を示している。年度目標の達成にむけ、より多くの学校の参加に向けて、引き続き取組みの有効性を周知していくとともに、短縮版の教材を用意するなど工夫を凝らし、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向け取り組もうとする力を育てていきたい。

また、具体的事業等に掲げる小・中学校の校種間連携を推進し、アンケート結果をもとに子どもたちの変化を共有する小・中学校の割合<sup>3-4</sup>については年度目標を達成した。小・中学校が連携して教育にあたる意義について、担当指導主事連絡会や児童生徒支援コーディネーター研修等を通じて丁寧に周知を図ったことが成果につながっているものとする。今後も、引き続き、担当指導主事連絡会や児童生徒支援コーディネーター研修等を通じて、その意義について周知を図っていく。

## 25 府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率

- ・ 府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率は前年度よりも増加したものの、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

一方で、成果指標につながる取組みとして、進路指導研究会や就職用統一応募用紙趣旨徹底説明会等において情報提供や好事例の共有を実施したことにより、具体的事業等に掲げる「体験学習を充実させるため、府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校」<sup>3-6</sup>や「キャリア・パスポートを活用した中高連携を行っている府立高校の割合」<sup>3-6</sup>、「学習を通して、学ぶことの意義や働くことの意義について理解を深めることができた」と回答した府立学校の子どもの割合<sup>3-6</sup>はすべて年度目標を達成した。

今後は、具体的事業等の年度目標の達成を維持することに加え、キャリア教育コーディネーターの配置を拡充するなど校内支援体制を充実させるとともに、職業教育テキストを授業等で活用し、生徒の職業観の育成を図り、就職希望者の就職率向上に努める。

## 26 府立高校全日制課程の子どもたちの中退率

- ・ 府立高校全日制課程の子どもたちの中退率は全国平均以下をめざすという成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

学年別の中途退学者数を見ると、高校1年生が最も多くかつ、令和4年度に急増している。理由は、不登校生徒の増加に伴い学校に馴染むことができない生徒の進路変更の数が増加したことが考えられる。中途退学した生徒の内訳をみると、中途退学後は通信制高校へ転学する者が多く、また、中途退学した生徒のうち不登校であった生徒も一定数存在している。

成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる「学習を通して、学ぶことの意義や働くことの意義について理解を深めることができた」と回答した府立学校の子どもたちの割合<sup>3-6</sup>については、年度目標を達成した。

今後は、府立学校において、生徒の多様なニーズを踏まえた学びの提供を検討するとともに、不登校の生徒へのさらなる支援を図ることで、中途退学者の減少を図る。

## 27 支援学校高等部の卒業者のうち、就職希望者の就職率

- ・ 支援学校高等部の卒業者のうち就職希望者の就職率については、前年度より増加しているものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。引き続き、これまで培ってきたモデル校における実践事例や職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の就労支援のノウハウなどの共有を図るとともに、企業等と連携した職場実習等の充実を図る。

具体的事業等に掲げる早期からのキャリア教育、職業教育を推進するとともに、府立支援学校中学部における職場体験実習等の実施率<sup>3-7</sup>も、前年度よりも増加したものの、年度目標を達成しなかった。一方、参加した生徒数は、昨年度比で2倍以上増加しており、生徒の早期からのキャリア教育・職業教育に繋がる取組みの実践が進んでいる。年度目標の達成のため、今後も、中学部における職場体験実習等に受入先企業を増やすため、企業連携等の取組みの更なる充実を図る。

今後、各校の就労支援をさらに充実させるため、令和6年度から新たに就労支援アドバイザー<sup>23</sup>を府立支援学校へ派遣し、学校とともに生徒の就労意欲醸成のためのよりよい取組みの立案、教員の就労支援力の向上、保護者の就労に関する理解啓発等を行っていく。

## 28 社会参画に係る実践研究校成果発表会のアンケートで「今後の教育活動に活かすことができる」と回答した参加者の割合

- ・ 社会参画に係る実践研究校成果発表会のアンケートで「今後の教育活動に活かすことができる」と回答した参加者の割合は、成果指標に掲げる目標を達成した。

社会参画に係る実践研究校成果発表会で実践研究校の児童・生徒が地域や社会の具体的な課題の解決に協働的に取り組むなどの事例を発信したことにより、発表会に参加した多くの教員が自校の取組みに活かすことができると感じたことで、各学校の取組みの充実につながり、具体的事業等に掲げる

23 就労支援アドバイザー：障がい者雇用への造詣が深い企業職員等（雇用・育成担当等）のこと。

社会とのつながりを重視した学習を充実させるため、自主活動や社会参画に係る学習活動を実施しようとする学校の割合<sup>3-8</sup>が年度目標を達成し、成果指標に掲げる目標の達成につながった。

## 29 部活動に対し、肯定的評価をした子どもたちの割合

- ・ 部活動に対し、肯定的評価をした子どもたちの割合は、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。  
一方、令和5年度から導入した、府立高校等における「部活動大阪モデル<sup>24</sup>」<sup>3-11</sup>については、実施した生徒及び教員並びに部活動指導員に対するアンケートで、いずれも肯定的な意見が多かった。  
今後の活動内容の充実化によって、部活動の肯定的評価の増加につながると期待されることから、取組みを進めていく。合同部活動を実施する際、一方の学校の顧問教員が原則付添わないこととしているが、両校の顧問が付き添っているという現状もあることから、更なる制度の周知徹底が課題であり、各場面において府教育庁から周知を行っていく。

---

24 「部活動のあり方」を見直し、子どもたちの多様な学びの場を確保するとともに、部活動に関する教員の業務負担を軽減するため、複数校での合同部活動を行う取組みのこと。令和5年度から実施。

## 「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑩ | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

### 3-1 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の子どもたち・教員の交流を実施している小学校の割合 (%)	小学校	70.2 (100)	62.7 <sup>※前年度</sup>	85.9 <sup>※前年度</sup>	◎

- ・ 幼稚園や小学校の教員を対象とした合同研修「幼小接続推進フォーラム」や大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会、市町村教育委員会学校教育指導主管課長会議において、架け橋期の重要性について情報共有等を行ったことが年度目標の達成につながった。今後も取組みを継続していく。

### 3-2 幼児教育の資質向上を担う人材の育成

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
幼児教育アドバイザー認定者数 (人)	—	1,216 (1,600)	1,120	1,247	◎
フォローアップ研修の受講者 (人)	—	200	127	165	△

- ・ 市町村や幼児教育施設において、幼児教育の資質向上を担う人材として幼児教育アドバイザーの認知が進んでおり、幼児教育アドバイザー育成研修の受講者を確保できている。そのため、令和5年度は幼児教育アドバイザーを新たに127人認定し、年度目標を達成した。今後も市町村や幼児教育施設への周知を続けていく。
- ・ 幼児教育アドバイザーフォローアップ研修について、計画策定時よりは改善したが年度目標を達成しなかった。研修を2種類実施し、内容の充実を図ったが、それぞれの研修の実施日が近く、園所・施設の推進役であるアドバイザーが予定を調整して、両方の研修を受講することが難しかったものと思われる。

今後は、研修の実施日の見直しを含め、内容等を検討し、新たなフォローアップ研修を実施していく。

### 3-3 小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実〈再掲〉

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合 (%)	小・中学校	25.8 (100)	7.3	17.0	△

### 3-4 小・中学校における将来の進路実現を見据えた校種間連携の促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
小・中学校の校種間連携を推進し、アンケート結果をもとに子どもたちの変化を共有する小・中学校の割合 (%)	小・中学校	64.5 (75.0)	61.9 <sup>※前年度</sup>	65.4	◎

### 3-5 府立高校における「総合的な探究の時間」の充実〈再掲〉

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合 (%)	府立高校	100	—	95.2	△

- ・ まとめ・表現活動を未実施の学校に対して個別にヒアリングを行うとともに、すべての府立高校の総合的な探究の時間の担当者が集まる協議会において、好事例の共有に努める。

### 3-6 府立高校における希望進路の実現に向けた体験学習の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
体験学習を充実させるため、府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校 (校)	府立学校	38 (90以上)	25 <sup>※前年度</sup>	38 <sup>※前年度</sup>	○
キャリア・パスポートを活用した中高連携を行っている府立高校の割合 (%)	府立高校	100	100	100	◎
「学習を通して、学ぶことの意義や働くことの意義について理解を深めることができた」と回答した府立学校の子どもの割合 (%)	府立学校	83.7 (90.0以上)	82.1	87.7	◎

### 3-7 府立支援学校における進路指導の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
早期からのキャリア教育、職業教育を推進するとともに、府立支援学校中学部における職場体験実習等の実施率 (%)	府立支援 (中学部)	59.0 (100)	48.7	53.8	△

### 3-8 小・中学校における主体的な社会参画に関する指導の促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
社会とのつながりを重視した学習を充実させるため、自主活動や社会参画に係る学習活動を実施しようとする学校の割合 (%)	小・中学校	90.0以上	—	100	◎

### 3-9 府立高校における社会制度・構造等に関する教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
公民科や家庭科、総合的な探究の時間等で、政治的教養をはぐくむ教育や、消費者教育を行う府立高校の割合 (%)	府立高校	100	100	100	◎

- ・ 府立学校における指示事項等に基づき、すべての府立高校で、公民科や家庭科、総合的な探究の時間等において実施することができ、年度目標を達成した。引き続き、府立学校における指示事項や、すべての府立高校が参加する教育課程に関する協議会等において、学習指導要領に基づき授業を行うことを周知していく。

### 3-10 府立高校等における部活動での外部人材の活用

項目	学校種等	R5年度 of 取組状況等	R5達成状況
希望する全ての学校に対し、引き続き部活動指導員等を配置する。	府立学校	137校	—

### 3-11 府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入

進捗等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度より、82校41ペアで「部活動大阪モデル」を実施。制度運用初年度ということもあり、制度の理解及び学校間の調整等に時間を要した。</li> <li>・ 令和6年3月末時点で322部が合同部活動を実施。</li> <li>・ 令和6年度より、大阪モデル対象校以外についても、対象校82校とペアを組み、大阪モデルによる合同部活動が実施できるよう、柔軟な制度運用を実施。</li> </ul>

## 委員ご意見 &lt;基本方針 3&gt;

**成果指標25 | 府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率**

就職を希望していた府立高校生の就職率は、令和5年度は目標は達成しなかったものの、前年度よりは増加しているとのこと。企業目線では、今後人口減少が進む中、高校生を採用したいというニーズは高まっていくと予想できる。そのような中では、イメージする業務内容ではなかったなどのミスマッチを防ぐためにも、企業と高校生のマッチングが非常に重要。

今後、企業側と府立高校生の双方にとって望ましい採用・就職が実現できるよう、取組みをさらに推進してほしい。

梅田委員

方向性 (7)

社会が加速度的に変化し、子どもたちや保護者のニーズが多様化する中、様々な体験を通じて学びを深め、学ぶ意義を実感するとともに、子どもたちに地域や社会の一員としての自覚と行動を促すよう、多様な主体と協働し、地域とともにある学校づくりの推進をめざします。

また、いじめ、不登校、虐待等の課題への対応や、ヤングケアラーへの支援等、子どもたちを見守り、必要な支援につなぐという学校の福祉的役割が十分発揮されるよう、専門人材と協働した「チーム学校」を構築します。

教育コミュニティづくりにおいては、地域人材の育成・定着に取り組み、地域の実態等に応じた学校・家庭・地域の連携・協働による活動の継続・充実を進めます。

また、地域・大学・企業等との連携を充実させ、学校の強みや魅力・特色とその社会的役割等について情報発信を強化します。

重点取組④   地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携	
重点取組達成のための手法	▶多様な人材・資源の活用の充実
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実<再掲> (4-1)	
府立高校における大学等との連携 (4-2)	
重点取組達成のための手法	▶チーム学校による見守り・支援体制の構築
<b>具体的事業</b>	
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実<再掲> (4-3)	
重点取組達成のための手法	▶地域とともにある学校づくりの推進
<b>具体的事業等</b>	
小・中学校における地域と連携した学校づくりの支援 (4-4)	
府立学校における地域に開かれた学校運営の推進 (4-5)	

重点取組⑮ | 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進

重点取組達成のための手法 ▶社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

**具体的事業等**

社会教育委員等に対する学習機会の提供 (4-6)

重点取組達成のための手法 ▶教育コミュニティづくりの推進

**具体的事業等**

教育コミュニティづくりを担う人材の育成 (4-7)

放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等の実施促進 (4-8)

家庭教育支援の実施促進 (4-9)

重点取組⑯ | 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

重点取組達成のための手法 ▶分かりやすく・魅力的な広報の拡充

**具体的事業等**

府立高校の積極的な魅力発信 (4-10)

府立高校におけるスクール・ミッションなどの策定・公表 (4-11)

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
13 [再]	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合（%）	小学校	全国の値以上を達成・維持	69.2 [73.5]	83.5 [84.2]	△
		中学校		69.2 [76.8]	83.7 [86.3]	△
24 [再]	「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小学校	前年度より増加	62.7	66.7	○
		中学校		—	75.3	—
3 [再]	授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合（%）	府立高校	前年度よりも増加	—	84.4	—
30	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小6	前年度よりも増加	70.3 [68.1]	71.9 [67.1]	○
		中3		68.1 [66.6]	70.0 [67.5]	○
10 [再]	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	府立学校	前年度よりも減少	6.5 <sup>※前年度</sup>	7.1 R4 : 5.8	×
31	学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合（%）	小・中学校	前年度よりも増加	54.5	61.8	○
32	保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合（%）	小・中学校	95.1以上を維持	95.1	95.7	○
33	社会教育の推進、人材育成を目的とした研修の内容について、肯定的な評価の割合（%）	社会教育委員等	90.0以上を達成・維持	87.0	98.3	○
34	保護者向け学校教育自己診断における府立学校の情報提供に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	府立学校	85.0以上を達成・維持	82.0 <sup>※前年度</sup>	82.5	△
					R4 : 82.2	

## [自己評価]

### 13 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合

#### 24 「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合

- ・ 学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合は計画策定時より大きく増加したものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。

今後は、各教科等の授業や学級活動等を通して、子どもたちが自ら課題を発見したり、課題解決に向けて合意形成や意思決定をしたりすることができるよう、教員研修を実施したり好事例を普及したりすることにより、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合を増加させる。

- ・ 「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小学校の子どもたちの割合は、前年度と比較し向上し、成果指標に掲げる目標を達成した。中学校の子どもたちの割合は、75.3%だった。

これは、キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会等あらゆる機会を活用し、実社会とのつながりを重視したキャリア教育を推進するよう継続的に指導・助言を行ってきたことが成果につながったものと考えられる。各校におけるキャリア教育の取組みが充実できるよう、引き続き指導・助言を行っていく。

「難しいことがあってもあきらめない」子どもたちの育成につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合<sup>4-1</sup>は、府域149校の小・中学校が参加したものの、年度目標は達成しなかった。理由は、教育プログラムで提案している授業計画が10時間で設定しており、学校によっては他の取組みとの関係から時間の確保が難しく取り組みにくい面があること、また、取組みによる効果について府全体への普及が道半ばであることが考えられる。取組みに参加した学校に対するアンケート結果では、自己肯定感、将来の夢や目標に関わる項目で肯定的評価が小・中学校ともに向上しており、取組みの有効性を示している。年度目標を達成するため、より多くの学校の参加に向けて、引き続き取組みの有効性を周知するとともに、短縮版の教材を用意するなど工夫を凝らし、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向け取り組もうとする力を育てていく。

### 3 授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合

- ・ 授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合は、実業系高校、グローバルリーダーズハイスクール、国際関係学科、エンパワメントスクール、普通科など各学科における教育内容等の充実に向け、定量的な目標を設定している具体的事業等に掲げる項目の半数が達成するなど、取組みを着実に進めたこともあり、8割を超えた。

成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる府立高校における高大連携実施校の割合<sup>4-2</sup>は年度目標を達成しなかった。教育庁においても、大学と連携した取組みについて積極的に情報発信していく必要があると考える。そのため、今後は教育庁主催の大学と連携したセミナーなどについて積極的な周知に努める。

### 30 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した小・中学校の子どもたちの割合

#### 10 「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合

- ・ 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した小・中学校の子どもたちの割合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実に取り組んだ結果、成果指標に掲げる目標を達成した。

具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sup>4.3</sup>ことを目的に、府がすべての中学校区にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施することに加え、府が配置するスクールカウンセラースーパーバイザーによる助言等を通じ、各小・中学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援を行えるようにした。一方、具体的事業等に掲げるケース会議を定期的実施する小・中学校の割合<sup>4.3</sup>については、ケース会議を実施する学校の割合は100%であるものの、必要に応じて実施する割合が高かったことにより、年度目標を達成しなかった。今後は、ケース会議が定期開催されるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し、より実効性の高いケース検討の場となるよう、各機会等を通じて働きかけていく。

- ・ 「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合は、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。「友人に一番よく相談する」と回答した生徒の割合が減少傾向にあることから、友人関係の希薄化が原因であると考えられる。

具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる<sup>4.3</sup>ことを目的に、令和5年度は公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置するとともに、職業学科を設置する高等支援学校5校と府立中学校2校を含む110校にスクールソーシャルワーカーを配置した。さらに、府立学校向けスクールソーシャルワーカー定期相談会の開催や、スクールソーシャルワーカー未配置校へのスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回等を実施することにより、すべての府立学校が専門家に相談できる体制を構築してきた。

今後は令和5年度の取組みに加え、府立学校の子どもたちが、悩みや心配ごとを一人で抱え込むことがないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材と教職員が協働したチーム学校による見守り・支援体制の充実に努める。

### 31 学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合

- ・ 学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合は、地域と連携した学校づくりの支援に取り組んだ結果、成果指標に掲げる目標を達成した。

具体的事業等に掲げる学校と地域が情報共有するようになったと回答した小・中学校の割合<sup>4.4</sup>についても、小・中学校において、学校運営協議会等での好事例の紹介や情報交換を行うことができるよう、地域とともにある学校づくり連絡会を開催したことなどにより、市町村教育委員会担当者の意識向上が図られ、学校と地域の連携した取組みが実施されるよう促されたことで年度目標を達成した。

引き続き、学校と地域がお互いに顔を合わせて情報共有や組織的な連携等ができる体制を構築していく。

### 32 保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合

- ・ 保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合については、計画策定時の95.1%以上を維持するという成果指標に掲げる目標を達成した。

この要因としては、具体的事業等に掲げる教育コミュニティづくりを担う地域人材の新たな参画を促し、育成や定着を図る<sup>4.7</sup>ため、府主催研修等を実施するとともに、市町村が主催する研修の実施を支援したことや、具体的事業等に掲げる、放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」を実施している小学校区の割合<sup>4.8</sup>が向上したこと、大人（保護者）に対する親学習を実施している市町村数<sup>4.9</sup>が増加したことなどが成果に繋がったと考えられる。

「おおさか元気広場」については、府ホームページに、特色ある取組み事例の掲載等を行った結果、小学校区での実施率が目標を上回って向上した。市町村事業担当者への説明会や研修会において、企業・団体がプログラムの説明を実施し、活用を促したことなどが実績に繋がったと考えられるため、今後も、市町村の事業担当者やそれに関わる地域学校協働活動推進員等への広報・周知等を実施し、おおさか元気広場の実施促進を図る。

また、「大人（保護者）に対する親学習」については、市町村教育委員会や教職員等に対し、府内での親学習の実施状況や効果、好事例等を発信するとともに、家庭教育支援に関わる方のスキルアップを図る研修や交流会、新たな人材を養成する家庭教育支援養成講座を実施したことにより、親学習を実施した市町村の増加に繋がったと考えられるため、今後も、実践事例の発信や研修を実施し、親学習の実施促進を図る。

一方、具体的事業等に掲げる訪問型家庭教育支援等を実施している市町村数<sup>4.9</sup>については、市町村において、予算や人材の確保が困難なこと、実施するためのノウハウがないことなどの課題があり、実施市町村数の増減が無く、年度目標を達成しなかった。年度目標の達成に向け、引き続き教育委員会や家庭教育支援に関わる方等に対し、効果的な取組み事例の共有を図るとともに、令和6年度は訪問型家庭教育支援の人材養成を目的とする新たな養成出張研修の実施や、令和5年度末に作成した、取組みのノウハウや支援のポイント、モデル例等を記載した手引書を活用し、実施拡大を図る。

### 33 社会教育の推進、人材育成を目的とした研修の内容について、肯定的な評価の割合

- ・ 社会教育の推進、人材育成を目的とした研修の内容について、肯定的な評価の割合は、90.0%以上とする成果指標に掲げる目標を達成した。

具体的事業に掲げる社会教育委員等のスキルアップを図り、地域コミュニティの基盤を強化する<sup>4-6</sup>ため、社会教育委員等からニーズ調査を行い、それぞれの地域で活動する社会教育委員等が共通して抱えている喫緊の課題をテーマに協議及び学習する機会を設定したことが成果に繋がったと考えられる。

今後も、社会教育委員等に対し、充実した内容の学習機会を提供していく。

### 34 保護者向け学校教育自己診断における府立学校の情報提供に関する項目における肯定的な意見の割合

- ・ 保護者向け学校教育自己診断における府立学校の情報提供に関する項目における肯定的な意見の割合は、府立学校における地域に開かれた学校運営の推進に取り組み、前年度よりも増加したものの、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

今後は、学校のホームページなどを活用した情報提供及び保護者からの学校教育自己診断の回収率を上げるための啓発に努めるよう全府立学校へ働きかけ、地域とともにある学校づくりを推進していく。

また、中学生をはじめとする広く府民への情報発信のため、具体的事業等に掲げる府立高校の積極的な魅力発信<sup>4-10</sup>に向け、「大阪府高等学校等ガイド」やホームページを見直すとともに、発信力強化に向けた研修を開催する。また、府立高校におけるスクール・ミッションなどの策定・公表<sup>4-11</sup>を計画どおり進め、学校の強みや魅力・特色とその社会的役割等について情報発信を強化していく。

## 「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑭ | 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携

### 4-1 小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実〈再掲〉

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合 (%)	小・中学校	25.8 (100)	7.3	17.0	△

### 4-2 府立高校における大学等との連携

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
府立高校における高大連携実施校の割合 (%)	府立高校	毎年増加させる	79.0	76.5	×

### 4-3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実〈再掲〉

項目	学校種等	R5年度の取組状況等			R5達成状況
相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。	小・中学校	・府域すべての中学校区(285校区)に府より配置するスクールカウンセラー、府の補助事業を活用する31市町村にて配置・派遣するスクールソーシャルワーカー等専門家と連携して、個々の見立てに基づいた適切な支援につなげた。			—
	府立学校	・すべての府立高等学校にスクールカウンセラーを配置している。 ・スクールソーシャルワーカーについては、希望のあった府立学校全校に配置している。(令和5年度110校) ・また、未配置校についてははスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回(令和5年度61回)を実施し、すべての府立学校が相談したいときに相談できる支援体制を構築している。			—
項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
連携の基礎となる情報共有を徹底するため、ケース会議を定期的実施する小・中学校、府立高校の割合 (%)	小・中学校	39.4 (100)	24.3	26.1	△
	府立高校	100	100	100	◎

- ・ 府立高校においては、連絡協議会等の機会に、コーディネーター教員及びスクールカウンセラーに対して訪問時のケース会議の開催を依頼するとともに、校内体制についての好事例を共有することにより、年度目標を達成した。

引き続き、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として効果的に機能するよう、会議等で説明していく。

#### 4-4 小・中学校における地域と連携した学校づくりの支援

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
学校と地域が情報共有するようになったと回答した小・中学校の割合 (%)	小・中学校	88.8 (100)	86.0	89.0	○

#### 4-5 府立学校における地域に開かれた学校運営の推進

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
学校経営計画における学校運営の基本的な方針の承認や、学校教育自己診断の結果の分析を踏まえた学校運営の評価や意見具申を踏まえた学校運営を推進する。	府立学校	・全府立学校への訪問や調査により、学校運営協議会を活用した学校運営の改善事例や、学校教育活動の公表について工夫し成果を上げている事例を集約するとともに、学校経営改善に向けた実践的な取組みの成果について、学校経営叢書等で共有した。	—

重点取組⑮ | 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進

#### 4-6 社会教育委員等に対する学習機会の提供

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
社会教育委員等のスキルアップを図り、地域コミュニティの基盤を強化する。	社会教育委員等	・大阪府社会教育委員、市町村社会教育委員、社会教育関係者等を対象に研修等を実施した。(2回、計149名参加)	—

#### 4-7 教育コミュニティづくりを担う人材の育成

項目	学校種等	R5年度の取組状況等	R5達成状況
教育コミュニティづくりを担う地域人材の新たな参画を促し、育成や定着を図る。	小・中学校	・地域学校協働活動に関わる人材を対象とした府主催研修等を実施(11回延べ829人参加)するとともに、希望する市町村を府職員が訪問して、市町村が主催する研修の実施を支援した。(9回延べ109人参加)	—

#### 4-8 放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等の実施促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
「おおさか元気広場」を実施している小学校区の割合（％）	小学校	81.6 (100)	77.0 <sup>※前年度</sup>	93.9	◎
				R4：87.3	

#### 4-9 家庭教育支援の実施促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R5実績	R5達成状況
大人（保護者）に対する親学習を実施している市町村数	市町村	38.6 (41)	38	40	◎
訪問型家庭教育支援等を実施している市町村数	市町村	増加させる	18	18	△

重点取組⑩ | 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

#### 4-10 府立高校の積極的な魅力発信

進捗等
・「大阪府公立高校進学フェア2024」を開催するとともに、「大阪府公立高等学校等ガイド」の内容を見直し、中学生や保護者のニーズに沿った情報を発信した。

#### 4-11 府立高校におけるスクール・ミッションなどの策定・公表

進捗等
・令和5年度は、スケジュールどおりスクール・ミッションを策定し、教育庁及び各高校のホームページ上で公表した。また、各高校においてスクール・ポリシーの策定を完了した。

## 委員ご意見〈基本方針 4〉

<p><b>成果指標31「学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合」</b>  <b>成果指標32「保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合」</b></p> <p>成果指標31・32に掲げられているような学校と地域が連携した取組みについては、順調に成果が出ているとのことであるが、一方で学校と企業等の連携の中で少し課題を感じている部分がある。</p> <p>私の所属機関も含め、多くの金融機関が子どもたちの教育に貢献すべく、各種金融教室を実践しているところであるが、金融機関側が用意したプログラムを中心に取組みが行われることが多く、学校側が受け身の状態になっていることに課題を感じている。</p> <p>金融教育を一例にあげたが、<u>学校と企業が連携した取組みを行う中では、教育委員会や学校の現場のニーズや声を、連携をする企業側へもっと積極的に伝えることにより、子どもたちにとってより充実した教育活動を行えるようになるのではないかと考えているがいかがか。</u></p>	梅田委員
<p><b>重点取組⑭   地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携</b></p> <p>子どもたちの取り巻く環境も複雑になっていると感じる。子どもたちが悩みを相談できる場や方法は多様にある方が良いと思うとともに、そのような場や方法の周知を子どもたちに対し、こまめに行っていただくようお願いする。</p> <p>また、子どもたちや保護者等が、スクールソーシャルワーカーに対し、より柔軟に、ハードル低く相談をすることができるよう、配置も含めた相談支援体制が充実するようお願いする。</p>	北田委員
<p><b>重点取組⑮   教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進</b></p> <p>地域コミュニティに関して、保護者やPTAの立場からは、学校が遠慮せず、地域をもっと頼って頂きたいと思う。</p>	北田委員
<p><b>重点取組⑮   教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進</b></p> <p>放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」については、広報に注力した結果、実施している小学校区の割合が年度目標以上に増加しているとのことであったので適切に進捗していると評価できる。</p> <p>「おおさか元気広場」の取組みは非常に良い取組みだと感じる。当金庫が他団体と協働して実施している「出前授業」等のプログラムへの追加や、当金庫の取引先企業にも紹介できないかとも思った。</p> <p>企業・団体が大阪府とコミュニケーションの向上を図り、ますます充実してほしいと期待している。</p>	梅田委員

## 「到達目標」の点検及び評価にかかる記載について

### （1）「到達目標」の達成状況についての記載

事業計画に記載する「到達目標」の達成状況について、記載の仕方は以下のとおりです。

**（記載例）**

**（1）〇〇校の評価**

到達目標	〇〇校での質問	R5達成状況
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている	
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見について考えるのは楽しい	
多様な人々と協力し合うことができる	友達と協力するのは楽しい	
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える	

到達目標：事業計画に記載する到達目標の項目を記載。

〇〇校での質問：当該校種における質問を記載。

R5 達成状況：調査の結果、質問に対し肯定的な回答をした子どもたちの割合を記載。

## 「到達目標」の達成状況についての評価

### (1) 小・中学校の評価

#### 小学校

到達目標	小学校での質問	R5達成状況	
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	肯定的評価をした児童の割合 <sup>25</sup>	84.0%
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている		81.8%
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む		80.2%
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見について考えるのは楽しい		73.0%
多様な人々と協力し合うことができる	友達と協力するのは楽しい		95.3%
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える		81.5%

#### [自己評価]

子どもたちに身につけてほしい意識・姿勢を示す到達目標の6項目のうち、5項目について8割をこえる児童が肯定的にとらえている。特に、到達目標「多様な人々と協力し合うことができる」については、9割を超えている。一方で、到達目標「違いを認め合い、尊重することができる」については8割に至っていないことから、協働的な学びや学校行事等において、児童が互いの違いを豊かさとして感じることができるよう取り組みが行われているか確認する必要がある。

今後、小学校においては、児童一人ひとりが個性を發揮し、お互いを尊重する姿勢を身につけられるよう、教育庁として、指導・助言・支援を行っていく。

25 「肯定的評価をした生徒の割合」は、それぞれの設問の内容が自分に「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した生徒の割合を示しています。

## 中学校

到達目標	中学校での質問	R5達成状況	
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	肯定的評価をした生徒の割合	81.0%
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている		64.0%
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む		80.3%
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見について考えるのは楽しい		75.5%
多様な人々と協力し合うことができる	学校等で、他の人と協力し合うことができる		91.4%
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える		72.8%

### [自己評価]

子どもたちに身につけてほしい意識・姿勢を示す到達目標の6項目のうち、3項目については8割を超える生徒が肯定的に捉えている。特に、到達目標「多様な人々と協力し合うことができる」については、9割を超えている。また、到達目標「地域や社会、世界に目を向けより良くするために行動できる」が7割を超える一方、到達目標「自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる」については7割に至っておらず、社会課題等の解決に向けた探究学習とともに、自己理解を深め自身の将来に目を向ける機会をより一層充実させる必要がある。

今後、中学校においては、生徒が自らの将来への展望を持つことができるよう、キャリア教育の充実等により、教育庁として指導・助言・支援を行っていく。

## (2) 高校の評価

到達目標	高校での質問	R5達成状況	
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分の良いところを学校等で活かそうとしている	肯定的評価をした生徒の割合	80.0%
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の目標に向けて努力している		78.3%
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む		81.9%
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見を尊重することができる		90.5%
多様な人々と協力し合うことができる	学校等で、他の人と協力し合うことができる		89.9%
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会、世界がより良くなるために行動したい		67.7%

### [自己評価]

子どもたちに身につけてほしい意識・姿勢を示す到達目標の6項目のうち、4項目について8割を超える生徒が肯定的に捉えている。特に、到達目標「違いを認め合い、尊重することができる」については、9割を超えている。一方、到達目標「地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる」については、7割弱であり、府立高校生の約1/3が、他者や社会の役に立つ行動に消極的であることが伺える。

今後、高等学校においては、生徒が自らの行動により学校や社会に変化をもたらす経験を積むことで、主体的に行動できるよう、教育庁として各校を指導・支援を行っていく。

### (3) 支援学校の評価

到達目標	支援学校での質問	R5達成状況	
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	肯定的評価をした 児童・生徒等の割合	87.7%
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている		64.8%
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	色々なことに挑戦し、頑張ることができる		86.6%
違いを認め合い、尊重することができる	自分とは違う考えや思いを大切にすることができる		77.9%
多様な人々と協力し合うことができる	友達と力を合わせて活動できる		88.0%
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	周りの人々を大切にすることができる		89.6%

#### [自己評価]

子どもたちに身につけてほしい意識・姿勢を示す到達目標の6項目のうち、4項目について8割を超える生徒が肯定的に捉えている。特に、到達目標「地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる」については、9割弱であり、協働的な活動について前向きに捉えていることが分かる。一方、到達目標「自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる」については、7割に至っておらず、学校卒業後の自身の将来像について不安があることが伺える。

今後、支援学校においては、児童・生徒等が自身の将来について見通しを持ち、目標に向けて様々な活動に積極的に取り組んでいけるよう、さらなるキャリア教育の充実を図る。

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2（以下、略）

別表第一（第二条関係）

- 一 知事の附属機関（略）
- 二 教育委員会の附属機関（略）
- 三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	(略)
大阪府教育振興基本計画審議会	(略)
<u>大阪府教育行政評価審議会</u>	<u>大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務</u>

(以下、略)

大阪府教育行政評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府教育行政評価審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第三号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会は、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者その他適当と認める者のうちから、知事と協議した上で委員を任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 委員が次の各号の一に該当する場合、委員会は知事と協議した上で、これを解任することができる。

一 病気等により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

二 職務を怠り、または職務上の義務に反した場合

5 補欠の委員は遅滞なく、委員会が知事と協議した上で任命するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の担任する事務について取りまとめる。

(副会長)

第五条 会長は、あらかじめ委員の中から副会長を指名する。

2 副会長は、会長が病気等により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、審議会の会議の開催について、知事と協議した上で決定する。

2 会長は、前項の決定を受け、会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、第三条第五項の補欠の委員が任命されていない場合は、審議会の委員数から除くものとする。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事と協議の上で委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年教委規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。